

自己点検・評価報告書

<2015年4月1日～2016年5月31日>

公共政策系専門職大学院名称 : 明治大学専門職大学院

ガバナンス研究科ガバナンス専攻

目 次

序 章	2
1 使命・目的	3
2 教育の内容・方法・成果	
2－（1）教育課程・教育内容	6
2－（2）教育方法	13
2－（3）成果	21
3 教員・教員組織	24
4 学生の受け入れ	29
5 学生支援	33
6 教育研究等環境	38
7 管理運営	45
8 点検・評価，情報公開	48
終 章	54

〈序章〉

明治大学専門職大学院ガバナンス研究科は、2004年の開設以来、学生や修了生からの要望、国内外の官民各セクターからの要望、大学基準協会の認証評価での指摘事項および大学内での自己点検・評価における課題などに対して、逐次対応をしていきながら、公共政策系専門職大学院としての役割を果たしている。例えば、①日本人学生と外国人学生の交流の場を創るために、単位を付与する日英合同授業科目を設置、②10名以上の受講生がいる科目において成績評価におけるS評価を受けている学生の割合が多いことについては、個別に研究科長が改善を促し、③組織的なFDへの取組みとして2014年10月に外部講師を招いたFD研修会を実施、④授業評価アンケートの実施時期見直しによる回収率向上、⑤授業評価アンケートに加えて、修了生との公共政策に関わる意見交換の場を創ることによる研究科の取り組みの改善などを進めてきた。こうしたなかで、本研究科では、地域社会のガバナンスを担う政府、自治体、NPO・NGO、企業等の多様な個人が集まり、現代の課題解決に即した社会運営の新しい枠組みの創造に向けて教育・研究が行われてきた。また、国際的な地域連携の視点からイングリッシュ・トラックを設置し、主に新興国や開発途上国からの留学生を受け入れ、日本をはじめとする世界各国の政治・行政改革等の事例分析を踏まえた公共政策に関わる諸問題の研究をとおして、各国のガバナンスにおける専門職業人の養成を行っている。

このような特色を有する本研究科では、上記目的に沿った教育・研究を行うべく、高度な専門職業人に求められる教育内容および効果的な教育を可能にする教育方法、教育環境の整備、適切な管理運営に取り組んできた。

今回の自己点検・評価に際しては、研究科内に評価委員会（専任教授3名）を設置し、評価項目ごとに、現状およびその評価・課題の抽出を行い、課題が認められる場合は将来の取組みについて具体的な改善策を策定している。自己点検・評価結果は、「将来の研究科の教育・研究内容・方法の改善に資するものでなければならない」という認識のもと、評価委員会ではこうした自己点検・評価の目的を研究科内の専任教員および職員と共有してきた。

具体的な点検項目としては、大学基準協会が定める評価項目とその視点に従い、①研究科の目的とその周知方法の妥当性、②教育の内容・方法・成果の適切性、③教員組織の適切性、④入学者選抜方法の適切性、⑤教育研究環境および学生生活支援体制の適切性、⑥教育研究等環境の支援体制、⑦管理運営方法の適切性、ならびに⑧説明責任の妥当性について検討した。詳細については、本報告書に後述する。

本研究科としては、これらの点検・評価結果を踏まえ、より効果的な教育・研究体制を整えることにより、現代の社会的ニーズである公共政策のプロフェッショナルとして国内外において活躍できる高度専門職業人の養成に邁進する所存である。

〈本章〉

1. 使命・目的

項目 1：目的の設定および適切性

公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命 (mission) とは、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識および広い見識を身につけ、高い職業倫理観をもった人材を養成することである。

各公共政策系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、当該公共政策系専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各公共政策系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

〈評価の視点〉

1-1：公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。〔F群〕

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。〔「専門職」第2条第1項〕〔L群〕

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕〔L群〕

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

〈現状の説明〉

本研究科の目的は、明治大学専門職大学院学則別表3にあるように、公共政策学の研究と教育を通して、地域住民と自治体の協働による政策創造を支援するとともに、地域の政治・行政、国際協力等に携わる首長、議員・公務員、NPO・NGO職員、会社員ならびにこれら公共政策分野に関心をもつ公務員志望の学卒者等を対象に、高度な専門知識と国際的な視野を備えた職業人を育成することとしている。【1-1】

こうした職業人の育成は日本人にとどまらず、本研究科では日本語科目のほかに英語科目を開講し(イングリッシュ・トラック)、主に新興国・開発途上国からの政府派遣留学生、国費留学生、政府開発援助研修員等を中心に学生を受け入れている。日本人学生との交流を図りつつ、グローバル化が進む現代において国際的な視点で公共政策・地域開発を捉え、日本をはじめとする世界各国の政治・行政改革等の事例分析を踏まえ、地球規模の諸問題(貧困、環境問題、危機管理等)の解決に資するガバナンスのあり様も研究し、国際的な視点も持つ職業人を育成している。【1-2：2頁】

〈根拠資料〉

1-1 明治大学専門職大学院学則別表3

1-2 ガバナンス研究科英語ガイドブック2頁

項目 2 : 目的の周知

各公共政策系専門職大学院は、固有の目的をホームページ、大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-5: ホームページ、大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。〔「学教法施規」第172条の2〕〔L群〕

1-6: 教職員、学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔F群〕

<現状の説明>

本研究科の目的は、学外向けには、ホームページ、ガイドブック、入学試験要項等に掲載している（日本語・英語）。【1-3, 4:2 頁, 5:2 頁】また、これらの資料は、大学院入学説明会、オープンキャンパス、シンポジウムなどのイベントの際に配布するとともに、東京都内および近郊の市区町村の人事担当者ならびに議会事務局あてに郵送している。【1-6, 7】また、ホームページやガイドブックだけでなく、進学希望者向けの研究科説明会や公開講座などを継続的に行い、公共政策系大学院の意義ならびに本研究科の目的を広く社会に知らしめている。さらには、本研究科はイングリッシュ・トラックを設置しているため、英語版研究科ガイドブックを作成しており、これを政府派遣留学生、国費留学生等の派遣機関と出願希望者に向けて本研究科の理念・目的の説明をする際に活用している。【1-2:2 頁】

学内向けには便覧およびシラバスに目的を記載している。

在学生には入学ガイダンスにおいて、便覧やシラバスを用い、研究科長、専攻主任および事務室担当者が説明することで、周知の徹底を図っている。【1-8:4 頁, 9:2 頁, 10】

教職員に対しては、毎年の教授会で授業計画、固有の目的および3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を総合的に検証するとともに、課題を共有しながら恒常的に理解を深め、これらを基軸として計画の策定を行っている。【1-11】

<根拠資料>

1-2 ガバナンス研究科英語ガイドブック 2 頁

1-3 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「人材の養成に関する目的および教育研究上の目的」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/purpose.html>

1-4 ガバナンス研究科ガイドブック 2 頁

1-5 ガバナンス研究科入学試験要項 2 頁

1-6 オープンキャンパス案内

1-7 シンポジウム案内

1-8 ガバナンス研究科便覧 4 頁

1-9 ガバナンス研究科シラバス 2 頁

1-10 入学式・オリエンテーション案内

1-11 ガバナンス研究科教授会次第<審議事項 2>（2015年2月7日）

【1 使命・目的の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

本研究科では、多種・多様な人材が集い、情報・意見を交換することで、変動する政治・経済・社会に対応しうる高度な専門的知識と国際的視野を備えた職業人の育成を目的としている。カリキュラムもその目的に則して、社会が抱える課題の解決策を創造できるよう、理論と実践を学べるものに編成されていることから、本研究科の目的の周知内容は適切であると考えられる。

なお、「目的の周知」については、研究科ホームページやガイドブック、入学ガイダンスに加え、項目2で述べたように多様な手段で行われている。

(2) 改善のためのプラン

本研究科の目的の適切性、その周知方法については特に問題は認められなかった。ホームページやガイドブックだけでなく、進学希望者向けの研究科説明会や公開講座などを継続的に行い、公共政策系大学院の意義ならびに本研究科の目的を広く社会に知らせ、現代の社会的ニーズに応えることのできる研究科としての存在をアピールしていきたい。

2 教育の内容・方法・成果

2-(1) 教育課程・教育内容

項目3：教育課程の編成

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、公共政策系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、体系的に教育課程を編成することが求められる。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即して、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置することが望ましい。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門職」第6条）〔F群，L群〕

（1）公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識（法学、政治学、経済学の3つの分野を基本にした幅広い科目）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観をもった人材を養成する観点から編成していること。

（2）公共政策系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を扱う科目を適切に配置していること。

（3）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育内容を導入しているか。〔A群〕

2-5：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。〔A群〕

<現状の説明>

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、項目2で述べたとおり、3つのポリシーとして明文化しており、これらの方針は、ホームページ、ガイドブック、入学試験要項、便覧、シラバスにおいて学内外に広く周知されている。【2(1)-1:5～9頁，2:4頁，3:2～3頁，4:3～4頁，5,6】

本研究科では、これらの方針をふまえてカリキュラムを編成している。学生は、「A群・C群・D群」に配置される科目を履修することで、公共政策学を学ぶために必要な政治学、経済学、法学の3つの分野での基礎から応用までを身につけることができ、政策過程全般に係る高い専門能

力を養成している。さらに、公共政策に関わる社会的な課題や現状を検証し、理解を深めるために「政策分野研究科目（G群）」、政策の対外発表能力や公共政策分野におけるスキルを涵養するための「特別・特殊研究（H群）」を配置することにより、適切な教育課程が編成されている。

また、国際的な視野を持つ政策プロフェッショナル人材の養成には、国際政策科目群（B群）、国際開発政策・経済科目群（E群 [英語]）、環境・コミュニティ政策科目群（F群 [英語]）を設置し、多様な場において公共政策の立案・実行する人材の育成に努めている。【2(1)-7:3-5 頁】

各群の内容は以下のとおりである。これらの科目群に配置している科目は、基礎的な内容を含めながら、発展的内容・実践的内容の事例研究も織り交ぜて実施している。【2(1)-8】

<<基幹科目>>

- ① 政策科学科目群（A群）[一部英語でも開講]：ガバナンスを視野に入れた公共政策に必要な政策科学についての基本的な知識から専門的な理論研究を行うもので、政策の様々な領域において、これらの学問的位置づけと諸理論を研究するもの。
- ② 国際政策科目群（B群）[一部英語でも開講]：公共政策をめぐる諸分野についての国際機構や動態について、ガバナンス論を視野に入れて研究し、それらの国際比較を通じて理解を深めようとするもの。国際的な舞台で活躍するのに十分な知識と理解を獲得することを目指すと共に、国際感覚に優れた社会人を養成することを目的とする。
- ③ 公共経営科目群（C群）[一部英語でも開講]：具体的な公共政策の場における実践と理論を研究し、ガバナンス論を視野に入れた公共経営のあり方を考えるもの。また、行政改革や地方分権のもとにあり、変化しつつある国・地方における行財政運営の現状や制度について理解を深めることを目的とする。
- ④ 法律技術科目群（D群）：行財政運営の根拠となる法律についての知識を修得し、ガバナンスの観点から望まれる法律技術のあり方と運営について考えるもので、憲法・行政法についての専門的知識を習得すると共に、政策法務や自治立法についての技術について研究するもの。

<<応用科目>>

- ⑤ 開発政策・経済科目群（E群）[英語科目]：公共政策分野に関係する国際開発政策・国際経済に関する知識を習得し、グローバル・イシューである貧困問題の諸課題を、政治・行政と経済・財政の側面から分析・研究を行うもの。
- ⑥ 環境・コミュニティ政策科目群（F群）[英語科目]：環境・コミュニティ政策に関する知識を習得し、持続的開発、社会開発、危機管理といった現代における地球的課題を、政治・行政と経済・財政の側面から分析・研究を行うもの。
- ⑦ 政策分野研究（G群）[一部英語でも開講]：公共政策の具体的な事例について、政策分野ごとにテーマを設定し、ガバナンスの諸相を研究するもの。
- ⑧ 特別・特殊研究（H群）[一部英語でも開講]：レポート作成やプレゼンテーションなど、ガバナンスを視野に入れた公共政策を実施するための研究方法や技術を習得するもの。

また、これらの科目群とは異なる体系で、学生の目的に応じて効率的な学習ができるよう、本研究科では履修モデルを提示している。

日本人向けのプログラムとしては、

①「都市政治プログラム」：議員・市町村長を対象に、議員の政策立案能力と新しい自治体議会の役割を学ぶ。

②「自治体マネジメントプログラム」：現職公務員ならびにこれから公務員を目指す人が効率的で効果的な公共セクターの運営について学ぶ。

③「社会・生活創造プログラム」：企業・NPO・NGO 職員，市民による新たな市民社会の創出を民の立場から担うことができる人材をめざす。

④「コミュニティ共創プログラム」：保健福祉，教育，経理会系，土木建築等の専門分野を持つ人がその技能を地域社会の課題解決に生かすことを目的とする。

の4つがあり、公共政策分野における人材育成像を明示することで課題設定・研究に取組みやすいものとしている。【2(1)-2：8～9頁，9】

外国人留学生向けプログラムとしては、毎年約70科目を開講する英語科目を中心に、以下の3つのプログラムを履修モデルとした「イングリッシュ・トラック」を設定し、各人の研究テーマに即した履修計画を立てやすいよう配慮されている。

①Public Policy Program（公共政策プログラム）

②International Development Policy Program（国際開発政策プログラム）

③Community Planning and Management Program（コミュニティ・マネジメント・プログラム）

まず「公共政策プログラム」では、公共政策に関する課題発掘・立案・実施・評価にいたる一連の過程に基づく科目編成が行われており、「国際開発政策プログラム」では国際経済・環境に関する学問領域から構成され、グローバル・イシューである持続的開発や貧困問題を社会システムの諸側面から捉えられるように科目が編成されている。さらに、「コミュニティ・マネジメント・プログラム」では、より地域に密着したローカルな視点でグローバル・イシューを捉え、特に、近年増大しつつある災害への対応といった危機管理と社会におけるコミュニティの役割に焦点を当てた科目が提供される。【2(1)-3：7～9頁，9】

これらのカリキュラムは毎年複数回の教授会において検討され、専門職大学院ならではの社会情勢に応じた実践的な知識を涵養するための科目となっている。特に政策分野研究（G群）においては、社会環境や後述する授業評価アンケートで収集した学生の要望等により開講科目を毎年見直している。2015年度は、在籍する自治体職員や議員等から要望があった、「政策研究 X-A（地理情報システム）」（人口属性をはじめとする地域の諸特性を集合したデータベースを用いて、各地域の課題発見や政策立案に役立てることができる科目）を新規開講した。【2(1)-4：198頁】

また、2年次のリサーチペーパー作成科目である「課題設定演習」および「レポート作成演習」は、これまでは「課題設定演習」は春学期に、「レポート作成演習」は秋学期にしか開講されていなかったため、秋季入学の学生は第1学期を終了した段階でリサーチペーパーの指導が開始され

ていた。ところが、論文作成のための知識不足や指導教員の選択の期間が短すぎるとの意見が教授会で挙がり、議論の結果、2013年度秋季入学者より「課題設定演習」を秋学期、「レポート作成演習」を春学期にも開講することとした。【2(1)-10】

加えて、本研究科では、国際的な視野も持つ職業人を育成することも特色としている。その一環として、2013年度より開講した日本人学生とイングリッシュ・トラックに在籍する留学生が合同で実施する政策研究IX「Current Development in Public Policy and Management」は、同時通訳を入れることにより留学生と日本人学生が授業中はもちろん、授業外でも積極的な意見・情報交換を行うきっかけとなっている。【2(1)-4：194頁，7：119頁，2(1)-11】

<根拠資料>

- 2(1)-1：5～9頁 ガバナンス研究科便覧（1-8に既出）
- 2(1)-2：4頁，8～9頁 ガバナンス研究科ガイドブック（1-4に既出）
- 2(1)-3：2～3頁，7～9頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック（1-2に既出）
- 2(1)-4：3～4頁，194頁，198頁 ガバナンス研究科シラバス（1-9に既出）
- 2(1)-5 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「教育課程編成・実施方針」
http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/professional_cp.html
- 2(1)-6 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「学位授与方針」
http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/professional_dp.html
- 2(1)-7：3頁，119頁 ガバナンス研究科英語シラバス
- 2(1)-8 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「科目編成の特色・科目群」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/curriculum/curriculum.html>
- 2(1)-9 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「履修モデル」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/curriculum/model.html>
- 2(1)-10 ガバナンス研究科時間割
- 2(1)-11 フィールドワーク実行計画書

項目4：単位の認定，課程の修了等

各公共政策系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。

単位の認定，課程の修了認定，在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、公共政策系分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

2-6：授業科目の特徴，内容，履修形態，その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し，法令上の規定に則して，単位を設定していること。（「大学」第21条，第22条，第23条）〔L群〕

2-7：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため，学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。（「専門職」第12条）〔L群〕

- 2-8：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該公共政策系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門職」第13条，第14条）〔L群〕
- 2-9：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門職」第2条第2項，第3条，第15条）〔L群〕
- 2-10：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門職」第10条第2項）〔L群〕
- 2-11：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門職」第16条）〔L群〕
- 2-12：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を、公正かつ厳格に運用していること。〔F群〕
- 2-13：授与する学位には、公共政策系分野の特性や当該公共政策系専門職大学院の教育内容に合致するふさわしい名称を付していること。（「学位規則」第5条の2，第10条）〔F群，L群〕

<現状の説明>

本研究科設置科目は全て2単位である。これは大学設置基準第21条に基づき、本学の専門職大学院学則第25条においても定められているところである。【2(1)-12，13】具体的には、1科目につき講義を15回行うこととし、授業内容の性質上、授業前の準備学習と授業後の復習・課題レポートの時間も含め、必要とされる90時間の学習時間（2単位分）を満たしている。【2(1)-4:17～244頁，7:6～203頁】

修了要件は、原則として2年以上在学（後述の短期修了制度を除く）し、修得単位数40単位以上としているが、このうち、1年間に修得できる単位数の上限を36単位としており、春学期・秋学期それぞれの履修上限単位は設けていない。また、再履修科目も履修上限に含まれる。なお、2年次はリサーチペーパー執筆のための演習科目の履修を必修として、自らの研究に集中することを促している。

これらに関する情報公開について、入学志願者には、ホームページやガイドブック、定期的開催するオープンキャンパスや進学相談会などで周知している。【2(1)-2:6頁，3:10頁，14，15，16】在学生向けには、便覧、シラバスに明記し、新入生オリエンテーションで各種資料を用いて教員および事務担当者から説明している。【2(1)-1:15頁，4:10頁，7:2頁】また、各学期の履修登録期間にあわせ、掲示板やOh-o! Meijiシステム（項目6で後述）を活用し再周知するほか、事務室窓口では本件に関する問い合わせがあった場合は、事務職員がシラバス等を用いて誤解のないよう丁寧に対応している。

なお、単位修得にあたっては、学生が入学する前に本学や他大学院で修得した科目を本研究科の科目として認定する場合がある。単位の認定にあたっては、入学直後の定められた期間内（約半月）に、学生が所定の単位認定願、他大学院で修得した科目のシラバス、成績証明書を提出することで申請する。本研究科ではこの申請を受けて、各々の科目について専門的知識を有する教員の意見を十分に聴取したうえで、本研究科の教授会で認定の可否を判定している。【2(1)-17】このことに加え、学内の他研究科での履修も10単位まで修了要件単位として認めている。

こうした措置により、本研究科では、単位認定について、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、公共政策系専門職大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っている。【2(1)-12（第27条）】なお、認定を受けることのできる単位数は10単位を上限としている。【2(1)-13】

また、修了要件に関して、本研究科は在学期間の短縮を認める場合がある。その制度は次のとおり。（一部簡略）

研究科教授会の議を経て、認定単位があればその単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があると認められるときは、当該研究科教授会の議を経て、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限を1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができる。【2(1)-12（第5条）】

具体的に本研究科が実施する場合は、官公庁・企業・団体派遣者のみを対象とし、職務上などの理由により、本研究科教授会が認めた場合、例外的に短期（1年）修了予定者として入学を受け入れている。

当制度の希望者には、入学試験出願時に通常の出願書類に加え、所属組織の承認印を受けた派遣承諾書やリサーチペーパー執筆計画書等の提出を求めている。また、面接試験を一般の出願者とは異なる体制で行っており、本研究科カリキュラムを1年で修了するための十分な基礎知識や論文執筆能力が備わっているか、業務多忙等の理由により短期修了制度を途中で断念する可能性はないかなども含めて審査を行っている。なお、修了要件は通常の学生と変わらないが、年間履修上限単位を36単位から44単位に設定することや、リサーチペーパーの審査を通常の審査委員3名よりも1名以上多い体制で実施し、さらに合格基準を通常の70点から80点に引き上げていることから、1年間で他の学生と同等以上の学習効果を得られるものと考えている。

【2(1)-18, 19, 20】

最後に、本研究科の学位名称は「公共政策修士（専門職）」である。【2(1)-2：2頁】本研究科は「政治学・行政学」、「経済学・財政学」、「法律学」の中核社会科学3分野を統合した総合科学として、新たな公共政策学を構築している。【2(1)-2：4頁】また、専任教員のみならず、兼任講師およびゲスト講師として現場で活躍する実務家を多数任用および招聘している。【2(1)-2：16～26頁】これにより公共政策の実務分野の要請に応えうるような適切な水準で実用知・技法知を中心とした専門教育を行っている。以上のことから学位名称である「公共政策修士（専門職）」は教育内容に合致する適切な名称である。

<根拠資料>

2(1)-1：15頁 ガバナンス研究科便覧（1-8に既出）

2(1)-2：2頁，4頁，6頁，16～26頁 ガバナンス研究科ガイドブック（1-4に既出）

2(1)-3：10頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック（1-2に既出）

2(1)-4：10頁，17-244頁 ガバナンス研究科シラバス（1-9に既出）

2(1)-7：2頁，6-203頁 ガバナンス研究科英語シラバス

- 2(1)-12 明治大学専門職大学院学則 第5条, 第25条, 第27条
- 2(1)-13 明治大学専門職大学院学則別表1
- 2(1)-14 オープンキャンパス案内 (1-6に既出)
- 2(1)-15 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「研究科概要・修了要件等」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/curriculum/model.html>
- 2(1)-16 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「オープンキャンパス・公開レクチャー一覧」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/open-campus/opencampus.html>
- 2(1)-17 既修得単位認定願
- 2(1)-18 ガバナンス研究科日本人短期修了コース入学者に関する内規
- 2(1)-19 短期修了コース合格通知
- 2(1)-20 ガバナンス研究科短期修了コース入学同意書

【2-(1) 教育課程・教育内容の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

日本語コースについては、学生に対して4つの履修モデルを提示しており、多種・多様なバックグラウンドを持つ学生のニーズに対応し、教育効果を最大限に生み出すような工夫をしてきた。イングリッシュ・トラックに関しては、①公共政策プログラム、②国際開発政策プログラム、③コミュニティ・マネジメント・プログラムの3つを擁し、開発途上国の公共政策、ガバナンス改善に資するための理論ならびに実践について、政治、行政、経済、環境、地域開発、危機管理等の観点から総合的に研究ができるようになっている。

ただし、一部の学生からは、本研究科では多くの選択科目を提供しているところを特色の1つとしているが、時限によっては科目が集中しすぎて希望する科目を履修できないという声もある。

(2) 改善のためのプラン

日本語・英語ともに、一定の履修モデルやプログラムごとの科目編成を示しているところであり、今後とも社会情勢にあわせて随時その有効性に関する点検を行う。科目が集中することについては、学生が選択できる科目が多いことを反映していることから、単純な調整はできないが、学生のニーズを踏まえながら、時間割表での科目配置を均等化するとともに、履修者が少ない科目は未開講とするなどの対策も実施している。

2-(2) 教育方法

項目5：履修相談、学習相談

各公共政策系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、公共政策系分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

2-14：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F群〕

2-15：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F群〕

2-16：履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本研究科では、入学時のオリエンテーションにおいて、研究・学生生活に関する留意点等のガイダンスを行っている。【2(2)-1, 2】それに加えて、学生は、自治体議員、首長、自治体職員等々、各分野・主に大学卒業の社会人としてすでに十分なキャリア【2(2)-3:27 頁】があり、かつ「公共政策学」の意義や内容についても一通りの知識がある者が多いため、学生が教員への個別の履修相談を随時行えるよう、教員のメールアドレスをシラバスで公開している。【2(2)-4:245 頁】これは、一定のオフィスアワーを設ける方式ではなく、多様な社会人学生に対しより柔軟な指導体制を確立するために取られている体制である。履修指導の対象は、主に、科目の内容・教員、履修科目の編成が中心となる。

また、各学期の授業開始から約1週間後までに行う履修科目の登録は、仮登録にとどまるもので、その後約1週間以内に履修変更を行うことができるシステムになっている。【2(2)-5】この間、シラバスを参考に関心のある授業に参加し、第1回講義日において該当科目の教育目的・内容・方式について十分な理解をした上で、最終登録を行うことができる。また、同期生同士・上級生、教員と各種情報提供を受ける時間も十分に確保されている。

なお、評価の視点2-15について、在学生の多くが有職者であることから、研究科独自のインターンシップを実施していない。【2(2)-6】希望者は本学の就職キャリア支援事務室で斡旋を受けるか、外部公共団体等のインターンシップに自主的に参加することとしている。

<根拠資料>

2(2)-1 入学式・オリエンテーション案内（1-10に既出）

2(2)-2 新入生オリエンテーション（イングリッシュ・トラック）「Agenda」

2(2)-3：27 頁 ガバナンス研究科ガイドブック（1-4に既出）

2(2)-4：245 頁 ガバナンス研究科シラバス（1-9に既出）

2(2)-5 ガバナンス研究科履修の注意事項について

2(2)-6 学校基本調査「7. 在学生に関する項目 ②社会人学生数」

項目6：授業の方法等

各公共政策系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。そのうえで、教育方法には、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-17：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門職」第7条）〔L群〕

2-18：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。（「専門職」第8条第1項）〔F群，L群〕

2-19：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門職」第8条第2項）〔L群〕

2-20：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門職」第9条）〔L群〕

2-21：授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本研究科は収容定員が110名と小規模であるのに対し、科目数は100を超えるため、科目ごとの履修者は分散し、ほとんどの授業で履修者が20名を超えることはなく、少人数授業を実現している。2015年度の平均履修者数は7.8名であった。【2(2)-7】これにより、双方向での授業を行いやすい環境が整っている。また、授業は講義形式と演習形式を織り交ぜながら実施しており、教育上も適切な指導が行われている。なお、授業で主に使用している小教室は収容定員26～30名の口の字型のテーブル配置となっており、PCおよびスクリーンなどの情報機器設備も整っているため、教育効果を十分に上げることが可能となっている。【2(2)-8：67頁】

授業は、問題発見・解決方法を重んずる実務的観点から、教員の指導のもとで院生による①グループディスカッションやプレゼンテーション、②フィールドワーク、③ケーススタディ、④ワークショップに加え、随時、ゲスト講師を招いての特別講義・意見交換も行う形式を採用している。①と③はほぼ全ての科目に取り入れられている。特にG群科目では公共政策の具体的事例を取り上げて授業を展開することから、ケーススタディを多用している。また、②を活用して教育効果を上げている科目としては、自治体経営研究（青山侷特任教授）、Urban Management and

Environment (Thomas E. Jones 特任准教授), Policy Study XI-I (源由理子専任教授: 日本人留学生合同実施), Policy Study IX-L (山下茂専任教授) などがあげられる。【2(2)-9: 59~60 頁, 10: 85~86 頁, 119~122 頁】これらはイングリッシュ・トラックの科目に多く取り入れられており, 日本の行政の現場を視察できることから, 留学生からの評判は良い。④は計画行政研究(北大路信郷専任教授), 政策研究Ⅲ-A (長畑誠専任教授) など【2(2)-9: 63~64 頁, 123~124 頁】, ⑤は国際比較行政研究, 政策研究Ⅳ-B (山下茂専任教授), ガバナンス研究 (田中秀明専任教授) などの科目において採用されている。【2(2)-11】これらの科目は一例で, 専門職大学院ならではの実践的な授業を提供するために, それぞれの科目担当者が必要に応じて多様な授業形式を採用している。

なお, イングリッシュ・トラックでは, テーマごとに各留学生の出身国のガバナンスに関する現状・課題についての事例発表の機会【2(2)-12】が多く盛り込まれ, 学生同士の学びも活発に行われている。

本研究科のメディアを用いた教材として, 2004 年来, 遠隔授業 (リモート・ラーニング) を導入している。【2(2)-13】リモート・ラーニングは授業をビデオ収録し, 履修者に限定し, インターネットで配信することで授業実施から 2 週間に限り視聴できるシステムである。これは本研究科の学生の大半が社会人であるため, 業務の都合により, 出席できない授業を補完するための措置として導入している。学生は視聴した内容についてテーマの概要・論点をレポート作成し, 次回の講義日に教員へ提出することで, その内容が的確なものであるときは, 上限 3 回を目安に出席扱いとしており, 単位認定の根拠とされる。

また, リモート・ラーニングについては, 欠席時に限定されることなく, 復習のためにも活用されている。なお, 当初は, 専任教員の講義について配備されていたが, 現在では講義科目のほぼ全科目に適用されており, 2015 年度は約 70 科目が対象とされた。【2(2)-14】

<根拠資料>

- 2(2)-7 授業状況調査表
- 2(2)-8: 67 頁 明治大学教員ハンドブック
- 2(2)-9: 17~244 頁 ガバナンス研究科シラバス (1-9 に既出)
- 2(2)-10: 6~203 頁 ガバナンス研究科英語シラバス (2(1)-7 に既出)
- 2(2)-11 ガバナンス研究科ゲスト講師招聘運用内規
- 2(2)-12 論文ワークショップ開催通知 (イングリッシュ・トラック)
- 2(2)-13 リモート・ラーニングについて
- 2(2)-14 ガバナンス研究科時間割 (2(1)-10 に既出)

項目 7: 授業計画, シラバス

各公共政策系専門職大学院は, 学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また, シラバスには, 毎回の授業の具体的な内容・方法, 使用教材, 履修要件, 年間の授業計画等を明示し, 授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。ただし, シラバスの内容を変更した場合は, その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

<評価の視点>

2-22：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F群〕

2-23：毎回の授業の具体的な内容・方法，使用教材，履修要件，年間の授業計画等をシラバスに明示すること。
〔「専門職」第10条第1項〕〔F群，L群〕

2-24：授業をシラバスに従って実施していること。ただし，シラバスの内容を変更した場合は，その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F群〕

<現状の説明>

本研究科は主に社会人を対象とした大学院であり，仕事を継続しながら通学できるよう，平日夜間および土曜日に授業を開講している。また，日曜日と祝日にまとめて講義を行う集中講義も開講しており，これらを活用して遠方から通学する学生も少なくない。【2(2)-13】

時間割は毎年教授会で調整され，原則として同じ時限に4科目以上（論文指導科目除く）開講しないようにしているほか，同領域の科目を重複して開講しないよう配慮することで，各曜日・時限に均等に科目が配置され，学生が効果的な履修選択をできるようになっている。

毎年作成するシラバスは，教育課程の編成に沿って，毎回の授業の具体的な内容・方法を詳細に示している。そこには「授業の概要・目的」，「授業内容」，「履修の注意点」，「教科書」，「参考書」，「成績評価の方法」，および「その他」という記述欄が設けられ，授業方針が詳細に記入されるようになっている。【2(2)-8:17～244頁，9:6～203頁】具体的には，まず，「授業の概要・目的」が掲げられ，科目名に沿った講義内容や目的を丁寧に説明し，受講生が関心をもつよう努めるものとしている。「授業内容」については，二つのパターンがある。一つは，講義内容を1～15の主要項目に分けて，さらにその具体的論点を明らかにするものと，もう一つは，大項目（Ⅰ～Ⅲ・Ⅳ）と中項目（テーマ），小項目に編成するものがある。「履修の注意点」においては，履修科目の選択に際してのメッセージ（留意点等）が記載されている。使用教材は，教科書・参考書が主にあげられるが，参考文献として列記することも認められており，その場合は講義の必要に応じてレジュメが配布される。

なお，2014年度より大学設置基準第21条第1項に基づき，各科目ともに15回の授業が確実に実施されるよう，授業日程およびシラバスを見直した。

各授業は，シラバスに沿って適切に行われている。初回は担当教員が授業概要・目的等を説明している。フィールドワークを実施する授業は，シラバスにもその旨を明記しているほか，初回授業で実施予定日や費用等も周知される。学生はこの説明を聞いて各学期の履修登録を確定するため，教員の都合で授業の内容を変更することはできない。【2(2)-8:17～244頁，9:6～203頁】ただし，授業の進捗状況や学生の要望により計画の一部を変更することがあり，その場合は授業中に履修生の合意を得た上で変更を行っている。このことは必要に応じて，後述のOh-o! Meijiシステムで履修生に対して周知される。

また，科目担当教員は学期ごとに出講表を専門職大学院事務室に届け出るようになっており，休講が発生する場合は，原則休講日の1か月前を目安にOh-o! Meiji等で履修生へ周知される。休講分は後日補講が実施され，各科目15回の授業実施を厳格に行っている。【2(2)-15，16】

<根拠資料>

- 2(2)-8 : 17～244 頁 ガバナンス研究科シラバス (1-9 に既出)
- 2(2)-9 : 6～203 頁 ガバナンス研究科英語シラバス (2(1)-7 に既出)
- 2(2)-13 ガバナンス研究科時間割 (2(1)-10 に既出)
- 2(2)-15 授業の出講にあたってのお願い
- 2(2)-16 ガバナンス研究科授業について

項目 8 : 成績評価

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

- 2-25 : 成績評価の基準・方法を策定し、かつ、学生に対し明示していること。〔「専門職」第 10 条第 2 項〕〔F 群, L 群〕
- 2-26 : 学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。〔「専門職」第 10 条第 2 項〕〔F 群, L 群〕
- 2-27 : 成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入していること。〔F 群〕

<現状の説明>

成績評価基準は、S (100～90)、A (89～80)、B (79～70)、C (69～60)、F (59～0) の 5 段階方式をとっており、入学時に配布するガバナンス研究科便覧にも明示している。また、C 以上が単位修得の条件となり、F は不合格点である。併せて導入している GPA 評価については、S =4、A=3、B=2、C=1、F=0 の各得点を換算することで学生ごとに GPA 得点を算出し、厳正に評価している。【2(2)-17:18 頁】なお、10 名以上の受講生があるときの評点基準は、原則として、S (評点) は 2 割以内とする。【2(2)-18, 19】2015 年度の該当する科目については、70%以上の科目が S を受講生の 2 割以内または基準値プラス 2 名以内で付与している。【2(2)-20】ただし、フィールドスタディ、ワークショップ等の演習形態をとる授業は、演習課程における意見交換や受講者相互の学び合いの比率が大きいことから、必ずしもこの原則に縛られるものではない。これらは、イングリッシュ・トラックの基準も同様である。

成績評価の方法は、シラバスで科目ごとに記載しており、「平常点」「討議への参加状況」「レポート等の報告」などの項目毎に成績評価の割合を明示している。【2(2)-8:17～244 頁, 9:6～203 頁】

各科目担当教員には、「ガバナンス研究科 成績評価基準についてのお願い」「教員ハンドブック」を配布し、成績評価基準を明示しているほか、成績評価を記入する採点表に、成績評価基準を明記した文書をあわせて綴じることで、あらためて周知している。【2(2)-18】新任の教員に対しては専任教員が個別に授業方法および成績付与に関する説明を行っている。

各学期の成績公開後、学生は所定の用紙にて成績照会をすることができる。科目担当教員は、学生の申し出に基づき成績の根拠を再確認し、文書で回答しなければならないほか、場合によっては根拠資料も提示しなければならない。【2(2)-21, 22】

なお、ここ数年の成績照会の件数は、2013年度に5件、2014年度に4件、2015年度に1件あり、いずれも担当教員が評価根拠を確認した上で適切に対応している。

<根拠資料>

- 2(2)-8 : 17～244 頁 ガバナンス研究科シラバス (1-9 に既出)
- 2(2)-9 : 6～203 頁 ガバナンス研究科英語シラバス (2(1)-7 に既出)
- 2(2)-17 : 18 頁 ガバナンス研究科便覧 (1-8 に既出)
- 2(2)-18 ガバナンス研究科採点表表紙
- 2(2)-19 ガバナンス研究科の成績評価基準について
- 2(2)-20 ガバナンス研究科成績分布表
- 2(2)-21 成績照会用紙
- 2(2)-22 成績照会回答

項目 9 : 改善のための組織的な研修

各公共政策系専門職大学院は、授業の内容および方法の改善を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。また、公共政策系専門職大学院の教育水準の維持・向上を図るために、教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実および実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。さらに、授業の内容および方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。くわえて、その結果を利用して、教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが当該公共政策系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。そのうえで、教育方法の改善には、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

- 2-28 : 授業の内容および方法の改善を図るために、組織的な研修および研究を実施すること。〔「専門職」第11条〕
〔F群, L群〕
- 2-29 : 教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実および実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めること。〔F群〕
- 2-30 : 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕
- 2-31 : 教育方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本研究科では、学生による授業評価アンケートを春・秋学期授業期間終了直前の時期に実施し、

回収は担当教員を介することなく、学生が専門職大学院事務室へ直接提出する方法で行われている。【2(2)-23, 24】これに基づき、研究科執行部（研究科長，専攻主任，専門職大学院委員）において、教育内容や授業運営の適切さを精査し、必要に応じて状況を確認する。また、アンケート結果は、教授会員全員が出席するFD委員会で共有し、各担当教員へフィードバックする。このことにより、次年度の授業計画作成の参考となるほか、成績評価の方法・基準の統一ならびに教育手法について改善するよう努めている。【2(2)-25, 26】

これらの取り組みにより確認した検討課題は、年1回の「公共政策大学院協議会」において学外にも共有され、他大学からもアドバイスを受けることで改善を試みようとしている。【2(2)-27】

また、ガバナンス研究科所属の教員と特別招聘教授や兼担・兼任講師からなるFD（ファカルティ・デベロップメント）を兼ねた懇談会を年一回開催しているほか、2014年度は専門職大学院に所属する全教員を対象とした外部講師による研修会を本研究科が主催した。【2(2)-28, 29】

さらに、毎年多くの教員が、シンポジウムや海外研究者を招聘したセミナーなどを随時開催し、それに教員が参加し、本研究科が発行する「ガバナンス研究」や「Meiji Journal of Governance Studies」に論稿を発表するなどして、研鑽に励んでいる。【2(2)-30, 31】

今後も教員の指導能力向上および研究科の効率的な運営を行うために、外部講師による研修会のほか、学内外から提供された情報はFD委員会や研究科教授会で共有していく。【2(2)-32】

<根拠資料>

- 2(2)-23 授業評価アンケートのお願い
- 2(2)-24 授業評価アンケート
- 2(2)-25 ガバナンス研究科FD委員会次第（2015年2月18日）
- 2(2)-26 授業評価アンケート結果に基づくFDへのご協力をお願い
- 2(2)-27 公共政策大学院協議会開催通知
- 2(2)-28 教員懇談会案内
- 2(2)-29 FD研修会開催通知
- 2(2)-30 ガバナンス研究
- 2(2)-31 Meiji Journal of Governance Studies
- 2(2)-32 FD委員会次第（2014年5月，10月，2015年1月）

【2－（2） 教育方法の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

本研究科は受講生の問題意識や関心に沿い、多様なカリキュラムが用意されている結果、少人数に分散され、一クラスの受講者数は多くはない。大講堂・マスプロ講義と異なり、少人数の対面式講義・演習が主であることから、上述の成績評価基準に基づいた上で、評点A（80～89）以上の達成をめざすよう教育をしている。また「特色ある取組」にあるように、実践教育の取組も充実しているといえる。

さらに、高度専門職業人を対象とするものであることから、学生の問題意識も先鋭であり、入学試験時において相当程度、研究テーマを絞っていることから、履修科目も特定しやすく指導し

やすい。また、社会人院生による情報提供・提案は、教員にとって教えられることも多く有益である。両者共に課題の解決手法（アプローチ）を構想することとなり、新たな課題の発見にいたることもある。そうした学生の成果は、優秀な論文をまとめた修了論集（優秀リサーチペーパーCD集）として頒布されている。2015年度は、56名がリサーチペーパーを提出し、そのうち29名が優秀論集に収録された。

また、リモート・ラーニングによる講義システムについては、現役社会人を対象とした取組として学生から高く評価されている。2015年度秋学期以降は、最新のソフトウェアを導入し、本学の配信サーバを活用することで、より高品質な授業動画の配信を開始した。

現在取り組んでいる課題としては、①履修・学習相談体制の整備、②成績評価の厳格化、③教育方法の改善体制全般があげられる。

①については、現状のとおり教員のメールアドレスを公開し相談しやすい環境をつくることで、特段大きな問題は発生していないが、入学直後は様々な面で不安を感じる学生も多く、専門職大学院事務室への問い合わせ件数も増加することから、学問的・事務的な手続きについてガイダンスで詳しく説明することにより、充実した体制を整備している。

②については、項目8で述べたとおり、10名以上の履修者がいた場合もS評価を2割以上の学生に付与している科目が該当科目の30%弱あることがわかった。演習形態を多く用いる一部の科目を除き、厳守されるよう出講依頼および成績評価記入依頼時に改めて注意を促し、必要に応じて執行部から該当教員に対し成績付与の厳格化を指導している。

③については、授業評価アンケートの具体的な活用方法と見直しが必要となっていることである。現状、教育スキルの向上および研究の充実はほとんどが各教員の努力に委ねられているが、アンケートに基づきFD委員会で種々意見交換が行われ、一部は授業計画や研究科運営に反映されるプロセスを充実させる必要がある。

(2)改善のためのプラン

教育方法については、少人数かつ双方向型の授業を実施や、必要に応じたフィールドワークやゲスト講師招聘などを組み合わせて、理論と実践が効率よく学べるよう今後も工夫していく。イングリッシュ・トラックでも同様の教育方法をさらに充実させ、公共政策の理論と現場での実践についてバランスよく習得し、日本の事例から学ぶことをベースに、留学生の自国のガバナンス改善に結びつくような研究成果を生み出せるように指導を継続していく。これらの取り組みを実行するための具体的な計画は以下のとおりである。

①：入学オリエンテーションの時に個別相談会をあわせて実施する。これには教員だけでなく、在学生への協力も仰ぎ、経験談も踏まえてアドバイスできるような形式とする。

②：例年の周知方法に加え、基準から逸脱して単位認定を行っている教員に対しては個別に依頼文を送る、あるいは専攻主任が担当教員に話しを聞き、成績評価の是正を促すようにする。

③：授業評価アンケートについては、従来記述式のみだったが、これを抜本的に見直し、2016年度より、選択回答を含めた複合型を導入する。これにより、回答率を上げるとともに、各授業の評点を可視化する。また、授業評価アンケートであげられた研究科全体に対しての質問や要望に対しては、具体的な改善プランを意見交換や勉強会の場で説明する。

FD への組織的な取り組みについては、今後も教員の指導能力向上をはかるために、外部講師による研修会のほか、学内外から提供された研修情報を共有していく。

2-(3) 成果

項目 10 : 修了生の進路状況の把握・公表, 教育効果の評価の活用

各公共政策系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-32: 修了者の進路状況等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表していること。〔学教法施規〕第172条の2)〔F群, L群〕

2-33: 固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

修了者の進路については、専門職大学院事務室で的確に把握する体制が整備されている。具体的には、修了決定者に発送する「卒業式、学位記授与式のご案内」に進路を記入する欄を設け、これに「学位記受領書」が添付されており、学位記を授与する際に回収している。【2(3)-1】これらの回収した情報は、個人情報保護に抵触しない限りにおいて、本学全体で集計する就職概況等で定期的・継続的に公表するようにしている。本研究科では入学時にすでに職業人である学生が多く、修了時に転職する学生は少ない。また、学部卒業で入学してきた学生の場合、公務員または民間企業に就職するケースが多い。【2(3)-2】さらに、授業内外において、在学する首長や議員から刺激を受けて、政界に立候補する修了生もいた。

また、教育効果と学生の研究成果を評価する一環として、本研究科では、修了要件に、公共政策分野の現場における検証や分析を踏まえた政策提言等を中心としたリサーチペーパー（修士学位請求論文）の作成を求めている。これは指導教員による専門的指導のもとで作成するもので、分量は原則として2万字以上とされる。作成されたリサーチペーパーについては、指導教員を含めた2人以上の審査員（項目4で述べた短期修了希望者を除く）によって評点され、評価の高いリサーチペーパーを執筆した学生（毎年およそ50%弱の修了生が該当）については、修了時の式典において褒賞され、かつ、その論稿は、CDに収録され、在学生および修了生に配布される。

【2(3)-3】

このリサーチペーパーのほかに、公共政策系専門職大学院を修了する人々の教育成果を評価するには、修了生がその後、高度なスキルを持った職業人（プロフェッショナル）としてどのくらい社会で活躍できているのかも見なければならぬ。本研究科の場合、4つのプログラムにおいて教育を行う対象が異なることからわかるように、修了後は、選挙に当選し政治家として活躍する者、現職公務員としてリサーチペーパーで取り上げたテーマに関し積極的に業務に取り入れている者、NGOやNPO等の新たな社会運営の担い手として活動する者、官民協同において民の立場から活躍する者等、様々な形で成果が生まれつつあり、それらを評価していく必要がある。

【2(3)-4: 28-29頁】

また、引き続き研究を継続しようとする者については、教員3名の査読付きの、明治大学専門職大学院研究論集〔年1回刊行〕や、『ガバナンス政策研究ネットワーク会報』誌に論文を掲載することができる。さらに、修了生に限っては科目等履修を、通常の約半額（¥31,000）で受講で

きることなど、教育成果を継続して高めていくための支援を修了後も行っている。【2(3)-5, 6, 7】

イングリッシュ・トラックについては、現時点においては留学生の90%以上が母国の現職公務員であることから、帰国後は職場に戻る修了生が多い。そのため、帰国後の成果共有ならびに公共政策分野における継続的な知識の習得を図るため、修了生のためのウェブ・サイトを開設し、公共政策、行政に関する最新の情報提供や教員のコラムを掲載している。【2(3)-8】

なお、研究成果および進路把握の一環として、修了生と在学生在が合同で行う「ガバナンス研究科修了生による公共政策研究発表会 - その後のガバナンス」を実施し、研究科で培った知識の実践事例の報告会を行っている。留学生については、公的奨学金を得た現職の国家公務員がほとんどのため、修了後は本研究科で学んだ事柄を生かすべく自国で公務員として勤務を継続していることから、毎年、マレーシア、フィリピンなどで修了生セミナーを実施し、修了生が実際の政策へ反映させた事例などの意見交換を行っている。【2(3)-9, 10, 11】

<根拠資料>

- 2(3)-1 卒業式・学位記授与式のご案内
- 2(3)-2 専門職大学院実態調査(2014年度ガバナンス研究科回答)「5.修了生の状況」
- 2(3)-3 優秀リサーチペーパーCD
- 2(3)-4 : 28-29 頁 ガバナンス研究科ガイドブック (1-4に既出)
- 2(3)-5 専門職大学院研究論集
- 2(3)-6 ガバナンス研究科政策ネットワーク会報
- 2(3)-7 科目等履修生募集要項
- 2(3)-8 ガバナンス研究科留学生ホームページ
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~follow/index.html>
- 2(3)-9 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「ガバナンスネットワーク」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/gabanet/top.html>
- 2(3)-10 フィリピンフォローアップセミナー次第
- 2(3)-11 JDS 実施報告書 (ベトナム, フィリピンフォローアップセミナー)

【2-(3) 成果の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

教育成果の評価指標としての学位授与基準は、前述したように適切なプロセスを経て行われている。また、公共政策系専門職大学院の特色である、修了後の社会における活躍については項目10で述べたとおりである。修了後、選挙で当選を果たし活躍する政治家や、公共セクターの運営について研究科で学んだことを実践に移す修了生を目の当たりにすると、本研究科の理論と実践の融合を目指した教育課程の組み立てと教育方法・内容はそれら成果に結びつくものとして評価できる。

課題としては、修了生に修了数年後にアンケートをとり、成果を詳細に把握し、研究科のカリキュラム改善につなげるシステムづくりである。なお、議員・首長・現職公務員以外のプロフェッショナルのネットワーク構築も課題だったが、多様な学生が参加する「みんなでガバナンスフ

フォーラム」という勉強会が設立され、ガバナンス研究科修了生の民間セクターにおけるネットワーク構築が始まっている。2015年度は25名が集まり、プレゼンテーションイベントなどを開催した。

(2) 改善のためのプラン

地域社会の課題解決のためには、様々な分野の高い専門性を発揮するプロフェッショナルの力が必要であるが、特定の分野での専門的学習だけではコミュニティの地域力として活かすことが難しく、多様な学生が集うことで大きな相乗効果を上げることができる。それぞれの専門性をコミュニティにおいて活かすために必要な公共政策分野のスキルを学ぶことのできる研究科であることを社会に周知することにより、優秀な人材の確保とコミュニティにおける高度専門職業人の育成に力を入れていきたい。

修了生とのネットワークについては、修了時にメールアドレス等を任意で登録してもらい、公開セミナー情報や科目等履修生案内をメールマガジンで配信し、修了後も継続して学べる環境を整備するとともに、今後もシンポジウムや政策研究ワークショップなどで本研究科との接点を保てるよう工夫する。また、様々なセクターの修了生が参加する新たな勉強会「みんなでガバナンスフォーラム」が発足したことから、今後も現役生を加えて新たな活動も支援していく。

3 教員・教員組織

項目 11：専任教員数，構成等専任教員数

各公共政策系専門職大学院は，基本的な使命（mission），固有の目的を実現することができるよう，適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには，専任教員数，専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また，専門職大学院には，理論と実務の架橋教育が求められていることに留意して，適切に教員を配置することが必要である。その際，教員構成の多様性にも考慮することが望ましい。

<評価の視点>

- 3-1：専任教員数に関して，法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群，L群〕
- 3-2：専任教員は，1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「専門職」第5条第2項，「告示第53号」第1条第5項。）〔L群〕
- 3-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は，原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕
- 3-4：専任教員は，以下のいずれかに該当し，かつ，その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。
- 1 専攻分野について，教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について，高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について，特に優れた知識および経験を有する者
- （「専門職」第5条）〔F群，L群〕
- 3-5：専任教員のうち実務家教員は，5年以上の実務経験を有し，かつ，高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕
- 3-6：専任教員に占める実務家教員の割合は，公共政策系分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項，第2項）〔L群〕
- 3-7：公共政策系分野の特性に応じた基本的な科目，実務の基礎・技能を学ぶ科目，基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に配置していること。また，当該分野において理論性を重視する科目および実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔F群〕
- 3-8：教育上主要と認められる授業科目については，原則として，専任の教授又は准教授を配置していること。また，兼任・兼任教員が担当する場合，その教員配置は，基準・手続によって行われていること。〔F群〕
- 3-9：専任教員構成では，年齢のバランスに配慮していること。（「大学院」第8条第5項）〔L群〕
- 3-10：教員構成では，職業経歴，国際経験，性別等の多様性をどのように考慮しているか。〔A群〕

<現状の説明>

まず，設置基準から求められる最低必要教員数について，本研究科は専門分野が法学系・政治学系・経済学系にまたがっているため，分野ごとに人数を算出し，合計を3で除して試算する。

法学系 研究指導教員7名（法学関係5名×1.5）＋研究指導補助教員5名＝12名

政治学系 研究指導教員4名（政治学関係3名×1.5）＋研究指導補助教員3名＝7名

経済学関係 研究指導教員7名（経済学関係5名×1.5）＋研究指導補助教員4名＝11名

上記より， $(12+7+11) \div 3 = 10 \Rightarrow$ 最低10名が必要である。

*教員一人当たりの学生の収容定員=15人(人文社会科学系の修士課程:20人に四分の三を乗じて算出)

専任教員15名×15=収容定員225人まで可能 > 収容定員110名

(内訳)

- i) 専任教員数の半数以上は原則として教授(11名)
- ii) 専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員(6名)
- iii) 実務家教員の2/3を超えない範囲内で、みなし教員可(0名)

この基準を基礎にして、収容定員数110名に対して、15名の専任教員(特任教員5名を含む)を確保している。このうち10名は専任教授であり、法令上必要とされる専任教員の半数以上が教授である。

また、専任教員は、採用時における専攻分野についての審査結果からみて、教育上または研究上の業績、高度の技術・技能、特に優れた知識および経験を有していると判断している。具体的には、研究者教員に関しては、研究業績(研究書または研究論文、学会での報告)などを基礎に判断し、実務家教員については、公共政策分野での専門的かつ実践的な実績を判断している。

【3-1, 2, 3】

なお、専任教員のうち「実務家教員」は6名であり、いずれも各々の職務経験において、担当する科目の教育指導を可能とするに足る5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有している。具体的には以下のとおりである。【3-11, 12】

青山侷特任教授:東京都職員として36年の実務経験を有し、東京都副知事を最後に退職し、当研究科専任教授就任。2013年度より特任教授で、現在、東京都社会福祉協議会会長。

山下茂専任教授:国家公務員(自治省)として33年の実務経験を有し、(財)自治体国際化協会参与を最後に退職し、当研究科専任教授就任。

源由理子専任教授:国際協力機構職員、(財)国際開発高等教育機構職員、国際開発コンサルタントとして24年の実務経験を有し、当研究科専任准教授就任。

長畑誠専任教授:NGOメンバー、NPO職員、NPO役員として25年の実務経験を有し、当研究科専任教授就任。現在もNPO法人代表理事。

笹岡雄一専任教授:独立行政法人国際協力機構職員として30年の実務経験を有し、当研究科専任教授就任。

田中秀明専任教授:国家公務員(大蔵省、財務省)として27年の実務経験を有し、財務省財務総合政策研究所国際交流室長 兼 内閣府公共サービス改革推進室・行政刷新会議事務局・官民競争等監理委員会事務局参事官を最後に、当研究科専任教授就任。

教員の科目配置については、公共政策分野において教育上主要と考えられるものには、専任教員を中心に配置している。具体的には次の表のとおりである。【3-4:16~23頁】

公共政策研究	笠 京子	計画行政研究	北大路 信郷
ガバナンス研究	田中 秀明	財政研究	田中 秀明
行政学研究1・2	笠 京子	自治体財政研究	兼村 高文

都市政策研究	市川 宏雄
政府間関係論研究	笠 京子
政策創造研究	松浦 正浩
NGO・NPO研究	長畑 誠
国際比較行政研究	山下 茂
国際比較財政研究	田中 秀明
国際関係論研究	笹岡 雄一
公共経営研究	北大路 信郷
自治体経営研究	青山 侖
政策評価研究	北大路 信郷

公債・資金研究	山下 茂
公会計研究	兼村 高文
公務員研究	山下 茂
政策研究Ⅰ（社会保障・教育政策）	青山 侖
政策研究Ⅱ（都市システム）	市川 宏雄, 青山 侖
政策研究Ⅲ（市民参加・情報政策）	長畑 誠, 松浦 正浩
政策研究Ⅳ（国際政策と国際化）	山下 茂
政策研究Ⅵ（財政政策）	兼村 高文
政策研究Ⅷ（危機管理政策）	青山 侖, 佐々木 一如
政策研究Ⅸ（政策法務・自治体経営）	北大路 信郷

なお、本学他学部籍を置き本研究科でも教える兼任講師の場合、同領域において豊富な教歴を有する人物に内諾を得た上で、所属学部へ兼任依頼を提出している。【3-5】外部より客員教員、兼任講師を任用する場合、科目適合性を判断するために研究科内で専任教員による審査委員会を立ち上げ、書類および面談で業績審査を行い、教授会での審議・承認を経て授業を担当いただいている。【3-6, 7, 8, 9】

以上のとおり、本研究科では科目の性質に応じて、教育研究業績、高度な技術・技能、特に優れた知識および経験を有する等で適格と判断された専門家を教員として採用している。その構成は、年齢（2016年度5月1日現在、30代2名、40代3名、50代5名、60代4名、70代1名（特任教員））、性別（男性12名、女性3名）、実務家教員数のバランスに配慮している。【3-10】また、本研究科では授業の100%を英語で実施するイングリッシュ・トラックも開講している。そのため、官・民を問わず公共政策分野における国内外での長い経験を有する専任教員をはじめとし、多様かつ豊富な業績を有する客員教員、兼任講師、外部で現役として様々な分野で活躍する兼任講師を活用し、国・自治体の行財政政策はもとより、官民協働や、国際政策などに関する知見と経験のある教員がバランスよく配置されるようにしている。【3-4:23～26頁】

職業経歴の具体例としては、行政機関出身者3名（うち、地方自治体は1名）、公的機関出身者（JICA）2名、民間出身（NGO）1名が実務家教員として任用されている。また、全ての研究者教員が国内外の行政政策の各種委員として関わっている。国際経験の具体例としては、海外での博士号取得者3名、外国籍教員3名、海外大学での教員・研究員、および、就業経験者10名がおり、専任教員は全員がイングリッシュ・トラックで教鞭をとっている。これらのことから、多様な背景を持つ教員が任用されている。【3-4:16～23頁, 11, 12:11～17頁】

<根拠資料>

3-1 明治大学教員任用規程

3-2 明治大学特任教員任用基準

3-3 ガバナンス研究科専任教員採用内規

3-4:16～26頁 ガバナンス研究科ガイドブック（1-4に既出）

- 3-5 授業担当者推薦依頼
- 3-6 ガバナンス研究科人事審査委員会内規
- 3-7 明治大学客員教員任用基準
- 3-8 明治大学兼任講師任用基準
- 3-9 ガバナンス研究科兼任講師採用内規
- 3-10 教員年齢表
- 3-11 基礎データ集（表4）
- 3-12：11～17頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック（1-2に既出）

項目12：教員の募集・任免・昇格

各公共政策系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-11：教授、准教授、助教、講師、客員教員、任期付き教員等の教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。〔F群〕

3-12：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、運用していること。〔F群〕

<現状の説明>

教員の編制方針は、全て、本研究科のカリキュラムの着実な実行に基づいている。本研究科のカリキュラムは、公共政策部門の最新かつ高度な専門分野を取り扱うもので、公共政策学の基礎的知識・考え方を習得しつつ、政策の実践例を示すものである。そうした実例・具体例を踏まえ、院生自ら課題設定を行い、リサーチペーパーを通じて学術的なアプローチ・解決技法を学ぶことを目的とした教員編制を基本方針として任用に関する教授会審議を行っている。

これらを基軸に置き、ガバナンス研究科では、「地域社会のガバナンスを担う政府、自治体、NPO・NGO、企業等の多様な個人が集まり、社会運営に新しい枠組みの創造に向けた教育・研究」を行うことを重視しつつ、実際の授業計画を複数回にわたり研究科教授会で議論を行い、教員組織の編制について議論を通じて編制方針の確認を行っている。【3-13】また、毎年の自己点検・評価で確認した取り組みに基づき、研究科教授会で教員編制方針を策定し、長期・中期計画書をまとめている。これからの過程を通じてカリキュラムと教員編成を連動させた評価と計画を恒常的に行うことで、着実な教育改善を進めることができている。【3-14】

また、専任教員の募集に関しては、教員の募集、任用の手続（採用審査）について、学内規程および研究科内規に基づき適切に運用がされている。また、公募要領は執行部が教授会へ諮り、決定している。研究科教授会の承認のもと、候補者を定める審査委員会が設けられ、審査員3名により研究業績の質・量および教育上の指導能力、実務家教員の場合には略歴、実績、指導能力等をもとに、模擬授業や面接などにより審査を行う。【3-1, 2, 3, 6】審査結果は教授会へ諮り、任用候補者を決定している。その後、専門職大学院委員会、学部長会および理事会の議を経て任用が

正式に決定される。

昇格は学内の任用規程および審査基準に基づき、研究科教授会で候補者の審査委員会が設けられ、在任中に執筆した著書や学術論文等 5 本以上に加え、教育・実務上の業績も審査対象とする。

【3-6, 15】 審査結果は、任用手続と同様、教授会、専門職大学院委員会、学部長会、理事会の順に上程される。

<根拠資料>

- 3-1 明治大学教員任用規程
- 3-2 明治大学特任教員任用基準
- 3-3 ガバナンス研究科専任教員採用内規
- 3-6 ガバナンス研究科人事審査委員会内規
- 3-13 ガバナンス研究科教授会次第（2014年7月、10月、11月授業計画検討）
- 3-14 教育・研究に関する長期・中期計画書
- 3-15 学部長会における教員の任用および昇格基準

【3 教員・教員組織の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

本研究科では、高度な研究と教育実績、または豊富な実務経験のある者を任用することで、高度かつプロフェッショナル人材の育成に向けた教育が可能となっている。教員組織の検証については、研究科教授会で、毎年度6月に教員・教育組織に関する長・中期計画を策定していることに加え、自己点検・評価結果および学生からのアンケート結果等に留意しながら、授業計画（科目配置と教員構成）について、社会的な情勢と学生のニーズに即して検証を行っている。

本研究科では、2018年度末に定年や任期満了に伴い専任・特任教員が続けて退職することが見込まれている。補充人事については、上述の法令上の基準を遵守しつつ、学生と社会のニーズに即して行う。また、大規模な補充人事をできるだけ避けるために、年齢バランスにも配慮する必要がある。

なお、専任教員の教育上の過重負担については、かねてから検討課題としてあげられている。専門職大学院ならではの社会情勢に応じた授業の展開、勉学意欲の高い学生への授業時間外におけるきめ細かい指導、フィールドワークへの引率など、質の高い教育を提供するために教員の協力はやむを得ない点ではあるが、研究活動等へ影響が生じないように配慮する必要がある。

(2) 改善のためのプラン

教員任用については、2019年度4月任用に向けて執行部を中心としてカリキュラム構成とあわせた検討を開始する。これまで以上に、年齢構成や性別、実務家教員数のバランスには配慮し、また若くても優秀な者（博士号取得者、もしくは専門分野の第一線で活躍していた者）を採用していく。

教員負担については、「2-(1) 教育課程・教育内容：将来への取り組み・まとめ」でも述べたことに関連して、日本語およびイングリッシュ・トラックの履修プログラムの内容を見直すと

ともに開講科目数なども精査すべきだを考える。

4 学生の受け入れ

項目 1 3 : 学生の受け入れ方針, 定員管理

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されていることが必要である。さらに、固有の目的を実現するため、学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

各公共政策系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。

<評価の視点>

4-1: 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。〔学教法施規〕第172条の2)〔F群, L群〕

4-2: 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。〔F群〕

4-3: 選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。〔F群〕

4-4: 入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を受け入れていること。

〔F群〕

4-5: 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F群〕

4-6: 入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。〔「大学院」第10条第3項〕〔F群, L群〕

4-7: 学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

入学者の受入方針は以下のように定めており、その公表については入学試験要項およびガイドブック等において公開し、受験生を含む社会に幅広く周知している。【4-1: 4 頁, 2: 2 頁, 3: 3 頁】また、ガイドブックには修了生や在学生のメッセージを公開し、研究科が求める人材像を具体的に示すための工夫をしている。【4-1: 28~29 頁】

学生の受け入れにあたっては、公共政策分野における高度専門職業人の育成という本研究科特有の教育理念と目的に照らし、議員、首長、公務員や、NPO・NGO、民間企業に所属する者など知識や経験が相応にある人材の受け入れに留意している。本研究科では、それらの多種多様な志願者に配慮し、入学試験実施機会の複数化 (4 月入学, 9 月入学) を実施し、入学後の学習で必要とされる一定の能力を有する者の確保を前提とする体制を構築している。そのために入学者の受入方針では、「対象とされる受験者」の項において、「すでに行政の現場で活躍している現職の議員や公務員、NPO や NGO で活動中の人びと、民間の企業で業務に従事しているビジネスパーソン、また今後、政治の世界や公務員を目指す人びと」と示している。【4-3: 3 頁】また、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準については、「受験生に求められる資質」として「公共政策などに関連する特別な知識や技能のみを考査するものではなく、高度専門職業人としてふさわしい潜在能力とそれを発揮できる可能性」と明示している。これらの受け入れ方針に基づき、入学試験では小論文と面接を実施しており、事前に提出する志望動機や学習目的などを記した説明文 (「学習計画書」) を通じて、①受験生の論理の組み立て方、②問題を分析する力量、③発表

の説得力，④論理の明確さ，の4点の視点を用いて考査を行っている。(所定の時期に25歳以上かつ職務経験(学生の傍らのアルバイト除く)3年以上を有する者に対しては，小論文試験を免除する場合がある。【4-3：5頁】)

また，受験および修学上の配慮が必要な者に対しては，出願前の約2週間前に申し出るよう入学試験要項に明記し，個別対応を行うこととしている。申し出があった場合，本学教務事務室の障がい者担当職員と協力し，当該志願者へのヒアリングや本研究科が可能な支援などについて，出願前にお互い確認ができるようになっている。【4-3：6頁】また，必要に応じて学生支援事務室および入学センターとも対応を検討することになっている。

これらの入学試験に関する情報は，入学試験要項としてホームページでPDF公開している他，希望者から電話やメールで資料請求があった場合は郵送している。【4-4，5】また，入学試験概要はガイドブックにも記載されている。その他，志願者向けの説明会を実施していることに加え，電話や窓口，メールで個別に問い合わせを行った者に対しては，事務職員が制度の説明を行い，いつでも誰でも閲覧・問い合わせができるような体制を整えている。

イングリッシュ・トラックについては，現在そのほとんどが公的機関の留学プログラム(国際協力機構，政府派遣留学生，国費留学生など)に基づき来日する者であり，本研究科の募集要項および派遣元の各機関による奨学金授与のプロセス等に応じ，日本国内での選抜基準に準拠して適切に入学試験を実施している。【4-6，7】

本研究科の2015年度時点での入学定員は各学年50名，収容定員数は100名である。収容定員100名に対し，2015年度の在籍学生数は121名であり，収容定員に対する在籍学生数比率は1.21である。【4-8】同比率はやや高いものの，昼間開講のイングリッシュ・トラックと夜間開講の日本語コースの二部構成になっており，教員を手厚く配置し十分な科目数が設定されているため，アンケート等でも本件に関する改善要望が寄せられたことはなく，問題はないと考えている。

なお，2016年度入学者より，入学定員を50名から55名に増員した。【4-9，10】

<根拠資料>

- 4-1：4頁，28～29頁 ガバナンス研究科ガイドブック(1-4に既出)
- 4-2：2頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック(1-2に既出)
- 4-3：3頁，5頁，6頁，9頁 ガバナンス研究科入学試験要項(1-5に既出)
- 4-4 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「入学試験要項」
<https://www.meiji.ac.jp/mugs2/exam/guide.html>
- 4-5 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「資料請求」
<https://www.meiji.ac.jp/mugs2/exam/request.html>
- 4-6 ガバナンス研究科イングリッシュ・トラック入学試験要項
- 4-7 人材育成奨学計画 受入大学要望調査①，②，①英語版
- 4-8 基礎データ集(表6)
- 4-9 ガバナンス研究科教授会次第<審議事項2>(2014年11月8日)
- 4-10 明治大学専門職大学院学則(本則)の一部改正について

項目 1 4 : 入学者選抜の実施体制・検証方法

各公共政策系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を継続的に検証することが望ましい。さらに、固有の目的に即した特色ある入学者選抜の実施体制・検証方法の取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

4-8 : 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F群〕

4-9 : 学生の受け入れ方針、選抜基準・方法等を継続的に検証しているか。〔A群〕

4-10 : 入学者選抜の実施体制・検証方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

入学試験の実施にあたっては、全教授会員と事務職員によって運営されている。入学試験実施体制要領を作成し、事前の教授会で審議・承認している。当日は入学試験本部を設置し、執行部の教員を中心とする本部員が待機し、面接時間ごとに担当教員や受験者を確認するなど、適切かつ公正に実施する体制が組み立てられている。可否の決定に関しては、本研究科専任・特任教員によって構成される入学者合否判定教授会の議を経て、厳正かつ公正に決定している。【4-11, 12】

外国人留学生の入学者選抜については、本研究科留学生委員会を中心として書類選考、面接（「現地面接」を含む）等により行われている。特に、英語を母語としない者が公的機関からの派遣留学生候補者として受験する場合、英語による授業への対応力をチェックするために、学生の渡日前に本研究科専任教員が現地に赴いて面接試験を実施している。【4-13, 14】ラオス、ミャンマー、ベトナム等の東南アジアから、アフリカ、ロシア語圏まで多彩な国々からの留学生の受け入れを行い、2016年5月現在は13か国から計42名の留学生が在籍している。【4-8】（公的機関による奨学金を得て来日する学生の選抜プロセスは、留学生の所属組織（各国の省庁、大学、NGO等）の推薦と本学での厳正な書類選考、面接によって行っている。また可否の最終決定に関しては、研究科留学生委員会で審議後、本研究科専任・特任教員によって構成される入学者合否判定教授会の議を経て、厳正かつ公正に決定している。【4-13, 14】

また、入学試験運営の継続的な検証について、留学生委員会（イングリッシュ・トラック）、研究科執行部、教授会において、学生の受入がアドミッション・ポリシーに則したものであるか、毎年検討している。【4-12】選抜基準や方法等についても同様で、入学試験要項を留学生委員会および教授会に諮り、毎年検証を行っている。このように研究科全体として、定期的な検証を行っていることから、選考を担当する教員全員が同じ視点をもって入学試験を実施することができている。

<根拠資料>

4-8 基礎データ集（表6）

4-11 ガバナンス研究科入学試験実施体制

4-12 ガバナンス研究科教授会次第<審議事項1>（2015年2月7日）（1-11に既出）

4-13 JDS 事業現地面接日程一覧

【4 学生の受け入れの点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

学部学生の場合、2月入試・4月入学が一般的であるが、社会人は職務の都合で、年一回の入試および入学時期では受験機会が限定される。したがって、4月入学希望者を対象に11月（Ⅰ期）と2月（Ⅱ期）入試、9月入学希望者向けに秋季（7月）入試を設け、より多くの社会人が受験できるように配慮している。また、学部とは異なり受験者総数は多くないので、入学試験の実施にあたり、特段の教員負担にはなっていない。

留学生に関しては、英語による授業に対応できるかどうかをチェックするために、可能な範囲で学生の渡日前に何らかの方法を用いて面接を実施しており、その結果、語学力の考査を厳格に行うことができている。

なお、学生受け入れに関する議論および検討は、教授会、研究科執行部会、留学生委員会において行われている。また、イングリッシュ・トラックに関しては、入学者募集・選抜の方針策定と実施、これらの適切性の検討、入学後の学習改善について留学生委員会および教授会で教員同士が意見交換を行い、必要に応じて科目配置の変更や個別・集団の学習指導等を実施している。

(2) 改善のためのプラン

本研究科は他の公共政策系大学院よりも学費が高額で学生の経済的負担が大きいため、給費奨学金額の拡大が求められている。そのため、新たな奨学金制度として、修了生からの寄付金を元本にした教育振興奨学金の設立するため準備を進めている。また、ガイドブックの内容は毎年、ホームページの内容は随時見直していくとともに、研究科説明会や進学相談会などを複数回実施することで、より多くの入学希望者を獲得していきたい。

イングリッシュ・トラックについては、基本的に国費留学生等の派遣学生を対象にしているため、これまでと同様の対応をしていく予定である。本研究科は公共政策の分野で英語プログラムを持つ貴重な大学院として、海外の大学院や研究所などから短期留学生の受け入れも行い、日本の公共政策の特徴を世界にアピールしていく。

5 学生支援

項目 15 : 学生支援

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程および相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を整備し、支援することが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者を受け入れるための支援体制も整備し、支援等を行うことが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程および相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。〔F群〕

5-4：障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っていること。〔F群〕

5-5：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-6：留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-8：学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

次のとおり、学生生活に関する支援を充実させている。

<生活支援>

本研究科が主に授業を行う建物であるアカデミーコモンは2004年に竣工し、同年4月に使用を開始した教育研究用施設の一つであり、視聴覚機材の設置やインターネットなどの環境が整っている。

学期ごとに実施している授業評価アンケートで学生から要望があった場合は検討し、教室機材の更新や無線LANの設置など、ハード面・ソフト面ともに、さらなるサービス向上に努めている。【5-1】

さらに、学内には学生生活を支援する各機関が設けられており、その案内冊子を入学ガイダンスの際に配布および説明し、学生への周知を行っている。例えば、院生が怪我や病気等にかかったときには、学内診療所を無料で利用できるほか、近辺には病院が数多くあり、提携医療機関も豊富である。また、学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制として「学生相談室」（平日 9:30～17:30、土曜日 8:30～12:00）が設置されているとともに、学生健康保険が

完備されており、本研究科としても大学全体の体制に沿うかたちで対応している。【5-2, 3】

大学全体では各種ハラスメント防止等に関する規程（明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程）および相談体制が整備され、リーフレットの配布により学生に周知されている。【5-4, 5】なお、学生の相談窓口は内容により、各キャンパス内の学生支援事務室、学生相談室および診療所、専門職大学院事務室、国際教育事務室、資格課程事務室とし、教職員の相談窓口は各所属長、人事部人事課、教職員組合事務局としている。これらの相談に対応する者として専門の資格を有する相談員も配置しており、相談員は本学の構成員すべての者の受付窓口となるよう規定している。

<奨学金>

奨学金など経済的支援についての適切な相談・支援体制は大学全体で整備されているほか、本研究科独自の奨学金制度を確立している。「明治大学ガバナンス研究科給費奨学金」は、年額200,000円～300,000円を入学定員の約半数を対象に給付している。2015年度は21名に給付され、給付にあたっては、奨学金の必要性や入学試験結果を勘案し、教授会における審議のうえ、厳正に給付者を決定している。【5-6, 7, 8】

また、本研究科は厚生労働大臣より教育訓練給付金対象講座として指定されている。【5-9】学生本人がハローワークへ所定の申請を行うことで、夜間の日本語コースでは専門実践教育訓練給付金が2年間で最大960,000円、昼間のイングリッシュ・トラックでは一般教育訓練給付金が2年間で最大100,000円受給できる。当該制度の対象研究科であることは、ホームページやガイドブック等に掲載している他、入学試験の合格通知にも同封し周知を行っている。【5-10:38頁, 11】

なお、「4 学生の受け入れ：将来への取り組み・まとめ」でも述べたが、本研究科は比較的学費が高額で学生の経済的負担が大きいため、給費奨学金額の拡大が求められる。2015年度には、修了生からの寄付金を元本にした教育振興奨学金が設立された。この奨学金は経済的に通学することが難しい学生に対して助成を行うことを目的とする。【5-12】

<社会人学生に対する支援>

項目6で述べたとおり、リモート・ラーニング（授業録画配信システム）を導入していることがあげられる。突発的な業務で授業に出席できなかった学生に対して便宜を図るもので、数回の欠席であれば動画を視聴し、概ね3回程度を限度とし、レポート提出すれば欠席を補うことができる。復習にも活用できると好評の仕組みである。

また、専門職大学院事務室の開室時間は夜間の授業にあわせて平日15:00～21:00、土曜12:30～18:00としている。【5-13】

<留学生に対する支援>

本研究科の留学生に対しては、独自の「留学生ラウンジ」を設置している。ここでは、留学経験を持つ英語が堪能な2名の特別嘱託職員を配置し、主に留学生への生活面における支援を行っている。また、このラウンジでは、留学生の研究分野に関する書籍を配架しているとともに、インターネットに接続できるPCが複数台設置され日本での研究を支援する環境が整えられている。さ

らに、専門職大学院事務室でも英語対応が可能な職員を複数名配置しているほか、学内診療所とも連携を取り、留学生の体調不良時には早期受診を促している。【5-10：34頁，14】

<障がいをもつ学生に対する支援>

本研究科が授業を実施するアカデミーコモンは、バリアフリーに完全対応している。【5-15】また、本学の教務事務室が管轄する障がい学生学習支援チームとも連携し、当該学生の障がいの内容に応じた支援策を取ることが可能である。【5-16】

<キャリア支援・進路相談>

学生からの相談は、本研究科専任・特任教員が問い合わせ用メールアドレスを公開していることもあり、学生が随時アポイントをとり相談できる体制をとっている。

また、公務員志望の学生に対しては、本研究科の教員および現役公務員の修了生が「公務員試験指導会」で筆記試験や面接の指導を行っているほか、資格予備校との提携により、公務員試験対策講座を割引料金で受講できる制度も用意している。【5-17, 18】

その他、本研究科の学生に対する進路選択に関わる相談や支援体制全般については、明治大学就職キャリア支援事務室において、進路相談、指導を行う体制が整備されている。【5-19】なお、院生の大半は自治体職員、民間企業人、NPO・NGO職員等の社会人であり、学業修了後、元の職場に戻る例が多いため、学生が就職キャリア支援事務室を利用する頻度は低い。学部新卒で当研究科に入学した学生については、就職キャリア支援事務室の利用を促すとともに、本学のポータルサイトである Oh-o! Meiji システムを通じ、就職キャリア支援事務室主催行事の案内が配信され、本人の希望により参加することが可能である。

<在学生・同窓会組織支援>

学生が授業外で行う課外活動については、教授会の議を経て、専任教員を顧問と定めた上で研究科にて承認を受けた組織として承認される。現在、在学生と修了生が合同で運営する組織として「ガバナンス政策研究ネットワーク」、「都市政策フォーラム」、「公共品質マネジメントフォーラム」、「みんなでガバナンスフォーラム」が常設され、会誌「ガバナンス政策研究科ネットワーク会報」の発行やワークショップの開催などにあたり、本研究科が事務的な支援を行う。【5-20, 21】

また、これらの組織とは別に、修了生全員に対して科目等履修やシンポジウムの案内を送付し、継続的な学びを推奨するとともに、修了後の本研究科とのネットワーク維持にも努めている。

以上に加えて、全学的な取り組みとして、学生生活の充実および向上を目的として、明治大学学生部委員会を設置し、学生生活の支援にかかわる必要な事項について審議している。【5-22】

<根拠資料>

5-1 明治大学ホームページ「無線 LAN サービス」

http://www.meiji.ac.jp/mind/wireless/place_main.html#title2-2

- 5-2 学生健康保険のしおり
- 5-3 学生相談室あんない
- 5-4 明治大学ホームページ「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」
<http://www.meiji.ac.jp/koho/academeprofile/activity/harassment/kitei/index.html>
- 5-5 ハラスメントのないキャンパスへ
- 5-6 明治大学奨学金規程
- 5-7 明治大学奨学金の採用等に関する基準
- 5-8 ガバナンス研究科給費奨学金取扱内規
- 5-9 専門実践教育訓練講座指定等通知書
- 5-10 : 34 頁, 38 頁 ガバナンス研究科ガイドブック (1-4 に既出)
- 5-11 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「教育訓練給付金」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/fellowship/supply.html>
- 5-12 ガバナンス研究科教授会次第<審議事項7> (2015年4月1日)
- 5-13 新入生オリエンテーション資料「事務室開室時間・お知らせについて」
- 5-14 新入生オリエンテーション (イングリッシュ・トラック)「The Lounge」(2(2)-2 に既出)
- 5-15 明治大学ホームページ「バリアフリーマップ」
<http://www.meiji.ac.jp/learn-s/6t5h7p00000efrse-att/a1395983332536.pdf>
- 5-16 明治大学ホームページ「障がい学生学習支援チーム」
<https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/index.html>
- 5-17 ガバナンス研究科公務員試験指導会
- 5-18 2016年度合格目標 公務員講座申込のご案内 (TAC 講座)
- 5-19 明治大学ホームページ「就職キャリア支援センター」
<http://www.meiji.ac.jp/shushoku/>
- 5-20 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「ガバナンスネットワーク」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/gabanet/top.html>
- 5-21 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「みんなでガバナンスフォーラム」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/gabanet/top.html>
- 5-22 明治大学学生部委員会規程

【5 学生支援の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

本章で述べたとおり、本研究科の学生支援に対する取り組みは広範にわたっていることが分かる。今後も学生からの要望に耳を傾け、学内の関係部署と連携をとり、支援体制の向上に努めていく。

また、障がいをもつ学生の受け入れについては、制度・設備としては整っているものの、これまで通学が困難な学生を受け入れた実績はない。今後、必要が生じた際に、適格な対応を行えるよう、関係部署や他研究科とも情報共有を行うとともに、FDとして研修を実施することも検討する。

(2)改善のためのプラン

学生生活への支援について、現在のきめ細かな支援を継続していくとともに、授業評価アンケートの自由記入欄等で学生の要求に耳を傾けながら、教育研究のためのより高度な環境が適切に提供できるように取り組んでいきたい。

6 教育研究等環境

項目 1 6 : 施設・設備, 人的支援体制の整備

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、各公共政策系専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備, 人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 6-1: 講義室, 演習室その他の施設・設備を公共政策系専門職大学院の規模および教育形態に応じ、整備していること。〔「専門職」第17条〕〔F群, L群〕
- 6-2: 学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕
- 6-3: 障がいのある者のための施設・設備を整備していること。〔F群〕
- 6-4: 学生の学習, 教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕
- 6-5: 教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕
- 6-6: 施設・設備, 人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

施設・設備は本研究科の教育を効果的に提供するために十分な整備がなされている。

本研究科のほぼすべての授業を行っているアカデミーコモン 8~10 階には講義室 11 室 (約 60 名収容 6 室, 99 名以上収容教室 5 室), 演習室 16 室 (約 30 名収容) が整備されている。

各教室には、PC のほか、DVD プレイヤー、CD プレイヤー、ビデオテープ、書画カメラ、スクリーン等の各種プレゼンテーション機器が常設されており、多くの科目で効果的に利用されている。プレゼンテーション設備の PC は概ね 3 年程度でのリプレイスを行い整備している。【6-1:67 頁】

なお、本研究科における授業の多くは、演習室を利用しているが、ディスカッションのしやすい口の字型のテーブル配置となっている。教室に設置されているプレゼンテーション機器を有効に活用できることにより、教育効果のさらなる向上を図っている。

14 号館の大学院生共同研究室には、個人ロッカーのほか、間仕切りのある個別デスクによる学習スペースを完備している。デスクにはコンセントおよび LAN ポートが設置されており、学生が持参した PC をインターネットに接続することができる。14 号館は年末年始および大学が指定する特定の休日を除く 7:00~23:00 まで使用可能であり、授業時間帯はもとより、それ以外の時間における自習も十分に行える環境となっている。【6-2】

このほか、同館には、院生相互の交流を目的とするラウンジや、グループで学習や討議を行うことができるディスカッションルームを 4 部屋設け、専門職大学院の 3 研究科で共用利用している。

留学生の学習および留学生と日本人学生との交流の場としては、項目 1 5 で述べた留学生ラウンジを設置している。ここでは主に留学生への生活面における支援を行っていることに加え、留学生の研究分野に関する書籍を公開しているとともに、インターネットに接続できる PC が複数台設

置されている。日本人学生の入室も自由であり、交流スペースとして日本人学生へも周知を図っている。

また、学生の学習を支援する情報インフラの仕組みとして、教育支援システム「Oh-o! Meiji システム」がある。このシステムを使用し、教員はシラバスや授業資料の公開、学生はそれらの閲覧・ダウンロードやレポート提出などを行うことができ、授業時間外での双方向コミュニケーションがWEB上で可能になっている。また、学生に対し、教員または事務室からお知らせを配信することができ、これらのお知らせを携帯端末へ自動転送する機能もある。各種情報は校舎内の掲示板およびインフォメーションボード（電子掲示板）に掲載されるが、この Oh-o! Meiji システムを活用することにより、時間や場所を問わずにそれらの情報を収集・確認することが可能となっている。【6-3】

12号館内には、PCおよびプリンターを常設した自習室型のパソコンルームを設けている。そこには専門スタッフが常駐するサポートデスクがあり、学生や教員からのPCや各種メディアに関する基本的な問い合わせに対応できる。【6-4】

さらに、これら設備面に加えて、本研究科は人的な支援も行っている。具体的には、教員の研究支援の充実と強化を図ることに加え、若手研究者の育成を目的としたRA制度を活用している。2016年度は、源教授の研究テーマのアシスタントとして、グローバル・ガバナンス研究科の博士後期課程に所属している学生を任用している。【6-5】

また、2015年6月からは、主に留学生の研究手法や論文執筆の学術面での支援を目的として、海外の大学院で博士号を取得した教育補助講師を1名任用している。【6-6】

<根拠資料>

- 6-1：67頁 教員ハンドブック（2(2)-8に既出）
- 6-2 新入生オリエンテーション資料「14号館大学院学生施設」（5-14に既出）
- 6-3 Oh-o! Meiji リーフレット
- 6-4 明治大学ホームページ「メディア自習室紹介」
<http://www.meiji.ac.jp/ksys/msh/room-media.html>
- 6-5 明治大学 RA, TA および教育補助講師採用規程
- 6-6 ガバナンス研究科教授会次第<審議事項3>（2015年4月1日）（5-13に既出）

項目17：図書資料等の整備

各公共政策系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習および教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 6-7：図書館（図書室）には公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本学の図書館は、中央図書館、和泉図書館、生田図書館、中野図書館、ローライブラリーによって構成され、本研究科の学生は主に駿河台キャンパスの中央図書館を利用している。蔵書数は全館合わせて250万冊を超え、幅広い分野の学術書、専門書を所蔵している。【6-7：35頁，8】

利用者は、以下のサービスを用いて、図書館を有効的に活用している。

(1) レファレンスサービス

効果的な利用方法の相談、目的の文献の探し方などの相談について、中央図書館1階レファレンスカウンターで随時受付を行っている。

(2) 所蔵調査・新着図書情報等【6-9】

OPAC (Online Public Access Catalog) システムを館内の検索専用端末を利用でき、オンラインで希望する資料の検索が可能な環境が整備されている。また、この検索システムで希望する資料が見つからなかった場合は、山手線コンソーシアム横断検索、CiNii Books、NDL-OPAC等も利用でき、それらを利用して他大学・機関の所蔵が検索可能となっている。それでも所蔵が確認できなかった場合には、図書館員が他大学・機関のOPACや外部データベース、CD-ROM、冊子体の目録等を利用して検索の支援を行っている。このほか、登録された検索条件に合った新着図書の情報、毎月、電子メールでお知らせするSDI (Selective Dissemination of Information) サービスや、新着通知を受けたい雑誌をOPACで検索し、所蔵画面の「アラート申込」ボタンから登録することで、雑誌の新着受入れを電子メールでお知らせする雑誌アラートサービスも利用可能である。

なお、本学に無い資料については、ILL (Inter Library Loan) を利用して、資料を所蔵している図書館へ文献複写・現物貸借を依頼することが可能である。このサービスを利用する場合は、レファレンスカウンターで申し込みを行うことができるが、直接来館せず、オンラインで申し込むこともできる。また、資料を所蔵している図書館へ直接出向いて利用も可能である。どこの大学・期間で所蔵しているかを調査のうえ、「資料利用依頼書」(紹介状) を発行している。発行依頼は、カウンター備付の用紙に、利用者の所属、氏名、連絡先電話番号、利用希望資料名、来館希望日などを記入して申し込むことになっている。また、海外の図書館への紹介状も扱っている。

(3) 外部データベース・電子ジャーナル等【6-10】

外部データベースおよび電子ジャーナル・電子ブックは、図書館内のPCから閲覧できることはもとより、所定の手続きと設定を行えば、学生の自宅等のPCからアクセスすることも可能である。

(4) 利用案内、講習会等【6-11】

中央図書館では図書館ツアーを始め、図書・雑誌の探し方などOPACの入門的な検索方法からデータベースを使った雑誌論文、新聞記事の探し方、電子ジャーナルの利用方法が学べる情報検索講習会、ゼミのメンバーや友人同士などグループで日時を指定して図書館のガイダンスを受けられるグループガイダンス、教員の個別申し込みに応じるゼミツアー等、図書館の利用全般につい

ての案内や情報収集に役立つガイダンスなどを定期的実施し、図書館利用者の利便性向上に取り組んでいる。

本研究科では、新入生に対して上述のツアー参加を促し、図書館利用の有効性や利便性についての理解を深め、本研究科の学業を進めるにあたり、図書館の積極的活用を推進している。

なお、駿河台キャンパスにある中央図書館の利用時間は、平日 8 時 30 分～22 時、土曜日 8 時 30 分～19 時、休日 10 時～17 時となっており、本研究科の学生（有職社会人）も利用可能である。

また、貸出図書は 1 人最大 20 冊、期間は 1 ヶ月と、多忙な有職社会人の学生にも配慮した貸出規程となっている。【6-12】

以上のとおり、本学の図書館は、教育・研究に必要な学術資料を収集・体系化・保存し、大学の『『知』の拠点』として位置づけられ、図書館の活用を通してさまざまなサービスを本学の教職員、学生に提供することを目的として設置されている。この目的を果たすため、各々の学問分野にわたり必要とされる学術資料を過不足なく収集し、それらについて十分な検索手段を確保し、さらに学術情報をよりスムーズに提供するための人的資源の確保、養成に努めている。特に、シラバスに記載されている各科目の参考書として指定された書籍は、可能な限り揃えられ、本研究科のシラバスコーナーに配架され、学生の便宜を図っている。

また、各キャンパスで受け持つ学部や大学院の特性に応じ、蔵書構成・サービス体制を整えている。中央図書館は、人文・社会科学系の専門図書を豊富に揃えており、本研究科学生に対して有用な研究資料を多数保有している。

<根拠資料>

6-7：35 頁 ガバナンス研究科ガイドブック（1-4 に既出）

6-8 明治大学ホームページ 「図書館トップページ」

<http://www.lib.meiji.ac.jp/index.html>

6-9 明治大学ホームページ 「図書館 探す・調べる」

<http://www.lib.meiji.ac.jp/search/index.html>

6-10 明治大学ホームページ「外部データベース」

<http://www.lib.meiji.ac.jp/search/database/index.html>

6-11 明治大学ホームページ 「中央図書館 講演会・スケジュール」

<http://www.lib.meiji.ac.jp/use/central/schedule/index.html>

6-12 明治大学図書館利用規程 第 3 条、別表

項目 18：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各公共政策系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動・研究活動、社会への貢献および組織内運営への貢献等について評価し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっていること。〔F 群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意しているこ

と。〔F群〕

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保障していること。〔F群〕

6-13：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献および組織内運営への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F群〕

6-14：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献および組織内運営への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

専任教員の授業担当時間数は、教職員給与規程第 38 条に則して、職格に応じて 1 週の責任担当時間数を決定している。専任教授が 10 時間（5 科目）、専任准教授が 8 時間（4 科目）、専任講師が 6 時間（3 科目）である。2015 年度のガバナンス研究科の担当時間平均は、専任教授が約 11 時間、専任准教授が約 11 時間、専任講師が約 11 時間であった。【6-13】

本研究科の授業計画を検討する際は、教員負担を考え、規定内に収まるよう配慮しているものの、イングリッシュ・トラックも兼務するほか、他学部・研究科からの兼担依頼にも応じなければならぬため、教育に関する教員負担は大きい傾向にある。

教員の研究環境について、まず、本学の特定個人研究費は、教員 1 名につき年額 35 万円を限度としている。その用途は図書・資料、機器備品等の購入や調査・旅費等の経費に充てることができる。助成を希望する教員は、研究実施年度の前年度の所定の期日までに、特定個人研究費助成申請書および特定個人研究費予定経費要求書を提出しなければならない。この申請に基づき、毎年の研究費が割り振られる。【6-14】

研究室は、専任、特任、客員教員に対し、机、椅子、書架、インターネット環境が整備された個室が割り当てられる。本研究科の教員は、研究棟、14 号館、TA 神保町ビル、猿楽町校舎のいずれかを使用している。各棟には、守衛室またはオートロックを設置しており、セキュリティ対策も十分な環境で研究に取り組むことができる。

このほか、研究に専念できる期間を確保する制度として特別研究制度と在外研究制度を設けている。それぞれ本学の特別研究者制度規程および在外研究員規程に基づき、研究科教授会で授業計画も鑑みた上、希望者を募っている。

在外研究員は、同規程の別表に定められたとおり、毎年 1 名分（長期）が本研究科に割り当てられている。【6-15】

特別研究者は、ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科の 3 研究科で 1 名分が割り当てられており、その調整は専門職大学院委員会での審議を経て専門職大学院長が決定している。【6-16】

近年の実績としては、2012 年度に兼村高文専任教授（在外研究：イギリス 2012 年 11 月～2013 年 10 月）、2013 年度に村上順専任教授（特別研究：2013 年 4 月～2014 年 3 月）、2015 年度に笠京子専任教授（特別研究：2015 年 4 月～9 月）、2016 年度に源由理子専任教授（特別研究：2016 年 4 月～9 月）が各研究に従事している。

教員の教育研究活動および諸活動の評価体制について、教育活動は、学生による授業評価アンケートによって、科目ごとに学生による適切な評価が行われている。

研究活動については、紀要「ガバナンス研究」や「Meiji Journal of Governance Studies」を毎年発行し、研究成果報告の場を提供している。【6-17, 18】これらは教授会員や学生に配布されるほか、特に「ガバナンス研究」は各大学や研究機関の図書館に毎年寄贈し、広く発表している。

社会貢献については、兼職および組織内運営について、学内の各種委員を教授会で決定することにより、その貢献度を教授会員で共有している。【6-19, 20】

社会貢献については、当研究科専任・特任教員の主な外部委員として、次の表のとおり就任している。【6-21】

市川 宏雄	文京区都市審議会会長，日本危機管理士機構理事長
青山 侑	東京都都市計画審議会委員，東京都社会福祉協議会会長，東京都農業会議会長
北大路 信郷	総務省契約監視会委員長，鎌倉市行革市民会議委員長
山下 茂	新地方分権構想検討委員会委員
兼村 高文	自治体国際化協会「比較地方自治研究会」委員
笠 京子	国土交通省独立行政法人評価委員会委員，内閣府独立行政法人評価委員会委員，内閣府再就職等監視委員会委員
源 由理子	兵庫県豊岡市政策形成と評価制度構築に関するアドバイザー，JHP国際ボランティアカレッジ講師，日本評価学会評価士認定制度委員・認定研修講師
長畑 誠	一般社団法人あいあいネット代表理事，特定非営利法人シャプラニール理事，特定非営利法人アジアコミュニティセンター21理事
田中 秀明	経済協力開発機構の予算・公共支出に関するアドバイザー委員会委員

これらの情報は、教員データベースとして管理・公開をされており、教員による自己評価と社会的な評価の両方を受けている。【6-22】

<根拠資料>

- 6-13 明治大学教職員給与規程
- 6-14 明治大学特定個人研究費取扱要領
- 6-15 明治大学在外研究員規程
- 6-16 明治大学特別研究者制度規程
- 6-17 ガバナンス研究 (2(2)-30に既出)
- 6-18 Meiji Journal of Governance Studies (2(2)-31に既出)
- 6-19 2015年度兼職一覧 (4月)
- 6-20 ガバナンス研究科役職・委員名簿
- 6-21 基礎データ集 (表4)
- 6-22 明治大学ホームページ「教員データベース」

<http://gyosekil.mind.meiji.ac.jp/mjuhp/KgApp?courc=0092100000>

【6 教育研究等環境の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

本学には図書館をはじめ、14号館自習スペース、情報基盤本部など、学生の教育研究を支援する様々な設備がある。これらの利用方法は新入生ガイダンス等で説明され、多くの学生が有効活用している。

教員に対しては、研究費の助成や在外研究等の機会を提供している。その成果を発表した学会等の記録を研究科として共有すると同時に、在学生に対しても周知している。また、授業内容については、公共政策に関わる教育に関して、定期的に国内外の行政機関、公的機関と意見交換を行っている。その際に、教員の研究活動や教育の資質についても説明することから、社会的な評価は国内外から受けていると考えている。

また、社会貢献の評価については、FDの一環として、兼職等で得た知見を教授会員に共有する場を設けることも必要である。

(2)改善のためのプラン

今後も学生に対しては、各種設備の有効活用を促していくとともに、要望が出せるようなアンケート等を通じていく。その上で、関係部署とも連携して、新たな整備や定期的なメンテナンスを実施していくことで、教育環境の整備に努める。

また、専門職大学院に所属する教員は、様々な方法でその専門性を活かしていることから、教員の研究成果発表については、学外で発行する論集の募集要領や学会の案内を教授会で周知し、積極的な参加を促していく。

兼職等の社会貢献評価については、例えば、大学基準協会の評価委員を兼職した教員が、他大学の公共政策大学院の特色や現況を説明し、今後の研究科運営に活用することなどがあげられる。

7 管理運営

項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各公共政策系専門職大学院は、管理運営組織・学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令等に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、教学等の重要事項については、当該公共政策系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されることが重要であり、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、地方公共団体、公共的な非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働等を適切に行う必要がある。

なお、公共政策系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。〔F群〕

7-2：管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。〔F群〕

7-3：公共政策系専門職大学院の設置形態にかかわらず、教学その他管理運営に関する重要事項については、教授会等の公共政策系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されていること。〔F群〕

7-4：公共政策系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。〔F群〕

7-5：地方公共団体、公共的な非営利組織、企業その他の外部機関との連携・協働等が適切に行われていること。〔F群〕

7-6：公共政策系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

専門職大学院学則第 20 条の規定により、専門職大学院委員会を置き、専門職大学院長のほか教務主任を配置し、専門職大学院全体の運営に当たっている。【7-1】専門職大学院長の任期は、専門職大学院学則第 10 条（専門職大学院長）に 2 年と定められている。その選任は、「明治大学専門職大学院長候補者推薦に関する内規」に基づき、実施している。【7-2】

研究科単位では、教授会員の資格を有する専任教員を構成員として組織された教授会を設置している。研究科執行部として研究科長や教務の総括を担当する専攻主任、専門職大学院委員会の委員としての研究科選出の専門職大学院委員が任命され、運営を行っている。研究科長の任期は、専門職大学院学則第 14 条（研究科長）に 2 年と定められている。その選任は、「ガバナンス研究科教授会における研究科長候補者選考内規」に基づき、実施している。【7-3】

それぞれの委員会が決定すべき事項は、専門職大学院学則および明治大学学部教授会規程に定められており、研究科教授会では、学部教授会規程第 7 条に定められた事項、専門職大学院委員会では、専門職大学院学則第 21 条に定められた事項を決定している。【7-1, 4】

いずれの委員会においても、構成員の過半数が出席していることを開催条件として、審議事項を議決するためには、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要としている。（専門職大学院学則第 17 条および第 22 条参照）【7-1】

また、本研究科では外部機関とも連携を図ることにより、研究科の教育や運営に役立てている。

地方自治体との関連については、本研究科教員が識者として、各種委員会等においてメンバーとなり、地域におけるガバナンスのあり方等について積極的な意見具申を行っている。また、公共性の高い非営利組織（NPO、NGO、JICA等）、企業、その他外部機関との連携・協働等も積極的に行われており、教員が有識者として各々の専門性を活かして関わっている事例が多い。【7-5, 6, 7】

外部評価については、定期的に大学基準協会による認証評価を受けている。前回の大学基準協会による認証評価では適合を受け、その際に付された検討課題についても2014年7月の改善報告書で善処されているとの評価を得た。また、2014年度は外部有識者を招いてFDを実施し、主に授業運営の観点から助言も受けた。【7-8, 9】

イングリッシュ・トラックについては、マレーシア政府修了生や留学生派遣機関と必要に応じて協議を実施し、カリキュラム等について意見交換を行っている。【7-10, 11】

さらに、本学には本研究科と関係する研究科も設置されており、学内においてもカリキュラム連携が図られている。具体的には、政治経済学研究科と、双方の設置科目を同じ教室で行う「相乗り科目」を実施している。2015年度は、日本語6科目と英語11科目を開講した。【7-12】このことにより、双方の大学院で不足していた科目を互いに補えるとともに、他研究科所属学生との学術的交流も行うことができる。また、教員の負担軽減にも貢献している。

なお、相乗り科目においても履修者数が過多になることはなく、十分な教育効果が得られている。【7-13】

<根拠資料>

- 7-1 明治大学専門職大学院学則（2(1)-12に既出）
- 7-2 明治大学専門職大学院長候補者推薦に関する内規
- 7-3 ガバナンス研究科教授会における研究科長候補者選考内規
- 7-4 明治大学学部教授会規程
- 7-5 2015年度兼職一覧（4月）（6-19に既出）
- 7-6 ガバナンス研究科役職・委員名簿（6-20に既出）
- 7-7 基礎データ集（表4）（6-21に既出）
- 7-8 大学基準協会改善報告書検討結果（明治大学専門職大学院ガバナンス研究科）
- 7-9 ガバナンス研究科主催FD研修会開催通知（2(2)-29に既出）
- 7-10 フィリピンフォローアップセミナー次第（2(3)-10に既出）
- 7-11 JICEとのモニタリングレポート
- 7-12 政経研とガバナンス研究科の相乗り科目一覧
- 7-13 授業状況調査票（2(2)-7に既出）

項目20：事務組織

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-7：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。〔大学院〕第35条〔F群，L群〕

7-8：事務組織は，関係諸組織と有機的連携を図りつつ，適切に運営されていること。〔F群〕

7-9：事務組織の運営には，固有の目的に即して，どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

明治大学専門職大学院学則第9条および事務組織規程に基づき，必要な事務職員を置いている。

【7-1，14，15】

専門職大学院事務室には事務長1名，研究科専任の勤務者として4名および非正規職員3名（うちイングリッシュ・トラック担当者1名）のほか，事務室に隣接する講師控室に2名，専任教員の研究室がある建物にある共同研究室に2名，留学生ラウンジに2名を配しており，十分な事務組織を有している。

本事務組織においては，本研究科が有する教育上の特殊性（高度専門職業人の育成）を鑑みた場合，既存の学部や研究科運営とは大きく異なる点が少なからず存在している。具体的には，各人が異なる背景や経歴を持つ社会人学生や留学生に対するきめ細かい対応や，教育改革および広報戦略を教員と一丸になり進めていく必要があり，事務職員にも従来以上の高度かつ専門性が求められている。また，実務家の兼任講師や外国籍の教員も多いことから，大学との橋渡しとなる役割も職員に求められる。

<根拠資料>

7-1 明治大学専門職大学院学則（2(1)-12に既出）

7-14 明治大学事務組織規程

7-15 明治大学事務組織規程（別表2）

【7 管理運営の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

管理運営は概ね適切に行われている。

英語が堪能な職員や，異文化への対応能力を向上させた職員の配置により，イングリッシュ・トラックの運営が行われている。

学外からの意見聴取については，同一委員が数年間評価を行うなど，継続性をもった意見聴取の仕組みをつくっていく必要がある。

(2) 改善のためのプラン

事務職員の数が限られている中で，研究者，実務家教員，ゲスト講師，社会人学生および留学生に対するきめ細かな対応を行っているが，より一層の充実を図るとともに，外部の留学生派遣期間等から求められるより適切な事務手続推進のための検討も必要である。

学外からの意見聴取については，「2-(2) 教育方法 将来への取り組み・まとめ」でも述べたように，組織的なFD活動で外部の有識者から継続的に意見を聴取できる仕組みを構築していく。

8 点検・評価、情報公開

項目 21：自己点検・評価

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群，L群〕
- 8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕
- 8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕
- 8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕
- 8-5：外部評価の実施など、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本学においては、「自己点検・評価報告書」を各学部・大学院で毎年度作成しており、ホームページで公表している。【8-1】

作成にあたっては、学長を委員長とした自己点検・評価全学委員会が主導し、各部門へ点検依頼を行っている。これに伴い、本研究科でも適切な評価項目および方法に基づいた自己点検・評価を組織的、継続的な取組みとして実施している。【8-2】そして、評価結果に基づき、長・中期計画書および教育・研究に関する年度計画書の策定を毎年度行い、評価と計画、さらには予算システムと連動させたPDCAサイクルを恒常的に実施することによって改善・改革を着実に推進している。【8-3，4】

本研究科には社会人学生が多く在籍し、研究科に対するニーズも幅広いことから、確認された課題は速やかに改善しなければならない。そのため、研究科教授会において全ての問題が検討される。さらに必要に応じて、長・中期計画および単年度計画を基に、大学当局へ予算措置を要求している。【8-3，4】

また、認証評価の際に指摘を受けた事項については、研究科教授会で関連する事柄を検討した。2011年度の申請では、6点の検討課題があげられた。（1）留学生と日本人学生の交流機会増加，（2）成績評価におけるS評価の割合，（3）組織的なFD，（4）授業評価アンケートの回収率，（5）授業評価アンケート以外の教育効果測定，（6）学外有識者からの意見聴取である。【8-5】これらに対して、改善報告書を2014年7月に提出し、改善状況は概ね適切であると評価された。しかし、前述したとおり，（2），（3），（5），（6）については改善点も確認することができた。

【8-6, 7】 具体的には下表のとおりである。

<p>2011 年度 大学基準協会公共政策系専門職大学院認証評価結果</p>	<p>【結果】 公共政策系専門職大学院設置基準に適合している。</p> <p>【問題点（助言）】</p> <p>(1) 授業内外において、留学生と日本人学生の交流の場が少ないため、「国際的な視野を備えた職業人を育成する」という貴専攻の目的に照らし合わせ、留学生と日本人学生の交流の機会を増やすための学習環境の整備が望まれる。</p> <p>(2) 成績評価において、10 名以上の受講生がある場合には、S（評点）は2割以内とする、という原則が示されているにもかかわらず、実際には、S（評点）が2割を超える科目が多数存在していることから、基準に基づいた厳格な成績評価の実施が求められる。</p> <p>(3) 貴専攻においては、FD活動を兼ねた懇親会や「授業評価アンケート」の実施・検討等が行われているものの、組織的な研修および研究は十分に行われていない。授業の内容および方法が多様であるとはいえ、教育の改善・向上を図るために、組織的なFD活動に取り組むことは必要であり、改善が求められる。</p> <p>(4) 「授業評価アンケート」の回収率の低下に鑑み、実施時期、回収方法および記述主体の回答方法等の見直し求められるとともに、アンケート結果の教育内容・方法等への一層の反映が望まれる。</p> <p>(5) 「授業評価アンケート」については、従前、学生より格別の意見が提起されたケースが少ないとのことであるが、回収率低下の問題に鑑み、記述式というアンケートの回答方式の見直し等、学生からの意見聴取の方法について一層の工夫が必要であるとともに、「授業評価アンケート」以外の教育効果の測定方法についても検討することが望まれる。</p> <p>(6) 貴専攻の運営のために、今回の本協会による認証評価を受けることとなった以外に、現在に至るまで、外部有識者等からの組織的な意見聴取が行われていない。今後は貴専攻の目的を達成するためにも、外部有識者からの組織的な意見聴取の仕組みやその実施について検討することが望まれる。</p>
--	--

<p>2014年7月 「改善報告書」の提出</p>	<p>【評価後の改善状況】</p> <p>(1) 項目3で述べたとおり、日本人学生とイングリッシュトラックに在籍する留学生が合同で実施する科目を導入した。また、毎年3月と9月に実施している留学生の修了報告会を全ての学生に公開するなど、交流の機会を積極的に設けるよう努力した。</p> <p>(2) 項目8で述べたとおり、各学期開始前と採点表配付時に各教員へ研究科長名で文書を配付し、厳格な成績評価がなされるよう努力した。</p> <p>(3) 項目9で述べたとおり、外部講師を招聘し専門職大学院全体のFD研修会を実施した。</p> <p>(4) 学生の学期末の負担を考慮し、アンケート実施時期と課題提出時期が重ならないよう配慮し、回収率向上に努めた。その結果、2013年度までは30枚程度だったアンケートが、2014年度は80～100枚の回収となった。</p> <p>(5) 授業評価アンケート以外からの取り組みについて、評価の項目10で述べたとおり、修了生と在学生在が合同で行う「ガバナンス研究科修了生による公共政策研究発表会 - その後のガバナンス」を実施し、研究科で培った知識の実践事例の報告会を行っている。イングリッシュ・トラックについても、マレーシア、フィリピン、ベトナムなどで修了生セミナーを実施し、修了生が実際の政策へ反映させた事例などの意見交換を行っている。</p> <p>(6) 毎年9月に実施するシンポジウムにおいて、各界の第一線で活躍する有識者を招聘し、教員と意見交換を行う時間を設けて、研究科に対する提言を受けている。また、2014年度は開設10周年記念シンポジウム「公共政策大学院の未来 - これまでの10年とこれからの10年」を実施した。今回、他大学院教員や修了生を招聘し、本研究科も含む公共政策大学院の在り方について提言を受けた。イングリッシュ・トラックについては、マレーシア政府修了生や同国政府人事院などとの定期協議を11月に実施し、カリキュラム等について意見交換を行っている。また、留学生派遣機関とも定期的な協議を実施している。</p>
-------------------------------	--

<p>2015年6月 「改善報告書検討結果」受領</p>	<p>【結果】 問題点を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたことを確認した。</p> <p>【継続して検討が必要な点】 (1) 教育内容の改善・向上を図るためには、内部における継続的な議論が必要であり、今後一層の組織的なFD活動が望まれる。 (2) 授業評価アンケート等の教育効果の測定方法に基づき、その結果を教育内容・方法等へ反映させる仕組みについては、いまだ不十分であることから、今後一層の取組みが望まれる。 (3) 外部有識者から組織的な意見聴取について、より一層の充実が望まれる。</p>
----------------------------------	--

<根拠資料>

- 8-1 明治大学ホームページ「自己点検・評価」
<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/self/index.html>
- 8-2 2015年度自己点検評価基本方針および実施要綱
- 8-3 教育・研究に関する長・中期計画書(3-14に既出)
- 8-4 教育・研究に関する単年度計画書
- 8-5 ガバナンス研究科に対する認証評価結果
- 8-6 大学基準協会改善報告書(明治大学専門職大学院ガバナンス研究科)
- 8-7 大学基準協会改善報告書検討結果(明治大学専門職大学院ガバナンス研究科)(7-8に既出)

項目22：情報公開

各公共政策系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。〔学教法〕第109条第1項〔F群、L群〕
- 8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表しているか。〔A群〕
- 8-8：公共政策系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。〔学教法施規〕第172条の2〔F群、L群〕
- 8-9：情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

自己点検・評価のプロセスは、研究科執行部が原案の執筆を行い、教授会にて説明・審議されているとともに、つねに教員全員が理解している。【8-8】

また、全学的な取り組みとして、毎年度「自己点検・評価報告書」を取りまとめ、発行しており、当該結果および内容については、学内各機関に配布するとともに、本学ホームページにて公開をしている。【8-1】

本研究科の認証評価の結果においても同様で、ホームページにおいて、PDF ファイルで公表しているほか、ガバナンス研究科ガイドブックやシラバス等にも、認定マークを掲載しており、本研究科の教育的品質保証を社会に広く発信するために活用している。【8-9】

さらに、本研究科の組織運営と諸活動の状況についてもホームページやガイドブックをはじめ、オープンキャンパス、進学相談会、シンポジウム・公開セミナーを年に複数回実施し、具体的に伝えられるよう努力している。【8-10】研究活動の情報発信手段として、教員の論文を掲載する本研究科紀要「ガバナンス研究」および「Meiji Journal of Governance Studies」を毎年刊行しているほか、院生・修了生の論文を掲載した「専門職大学院研究論集」、修了生による研究活動として、「ガバナンス政策研究ネットワーク会報」を刊行している。【8-11, 12, 13, 14】さらに、研究科として公認している、院生および修了生による自主的な勉強会として、ガバナンス政策研究ネットワーク、都市政策フォーラム、公共品質マネジメントフォーラム、みんなでガバナンスフォーラムを組織し、学外者の参加も可能な勉強会やシンポジウムを開催するなど、広く社会に情報を発信している。【8-15】

<根拠資料>

8-1 明治大学ホームページ「自己点検・評価」

<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/self/index.html>

8-8 ガバナンス研究科教授会次第<審議事項4> (2014年6月4日)

8-9 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「ガバナンス研究科認証評価」

<https://www.meiji.ac.jp/mugs2/accreditation/accreditation.html>

8-10 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「オープンキャンパス・公開レクチャー一覧」

(2(1)-16に既出) <http://www.meiji.ac.jp/mugs2/open-campus/opencampus.html>

8-11 ガバナンス研究 (2(2)-30に既出)

8-12 Meiji Journal of Governance Studies (2(2)-31に既出)

8-13 専門職大学院研究論集 (2(3)-5に既出)

8-14 ガバナンス政策研究ネットワーク会報 (2(3)-6に既出)

8-15 : 32頁 ガバナンス研究科ガイドブック (1-4に既出)

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

専門職大学院として開学以降、項目21で述べたような自己点検および改善の取り組みを絶え間なく行ってきた。しかし、各章で述べてきた課題や大学基準協会からの指摘事項に対してより

一層の継続的な努力が必要である。今後、多様化する問題に対して全教員がより迅速に対応できる体制を整備する。

情報公開・説明責任に関しても様々な形（ホームページ、ガイドブック、オープンキャンパス、シンポジウム、院生・修了生によるネットワークによる発信等）で実施してきた。今後も情報公開と情報発信を継続していく。

(2)改善のためのプラン

毎年の自己点検で確認された課題や認証評価の指摘事項への対応は、現状、専攻主任を責任者として研究科執行部が中心となっており、それを教授会で説明・審議している。このことにより、教授会での議題が増え、長時間の会議となることもあるが、この方法が最も効果的である。

情報化社会の進展と情報技術の進化の一方で、個人情報や知的財産の観点からも公開される情報そのものの問題性が生じており、対外的な情報管理や精査が強く問われている。そうした状況を鑑み、今後も一層の努力と貢献に努めていく。

また、今日の情報開示において重要とされる個人情報の取り扱いに関して問題が生じることがないように、自他共に新たためてより一層の注意を喚起する必要がある。

終章

次のとおり、本研究科の長所と課題を認識することができた。

A群（固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項）について、授業はディスカッションやケーススタディを主としたもので、必要に応じてフィールドワークなども取り入れ実践的に展開している。また、多種多様な人材が集う場として、幅広い学問領域をカバーする教員陣、複数回実施する入学試験制度や、仕事と学業の両立に配慮した授業時間帯、メール等を通じた学習相談、リモート・ラーニングや14号館の自習室など、ソフト面とハード面において学生をサポートする体制が整っている。しかし、①科目集中と履修モデル「評価の視点：2-5」、②入学時の履修相談「評価の視点：2-16」については、在学生との情報交換の機会を設ける等の工夫を今後も実施する。

F群（公共政策系専門職大学院に求められる基本的事項）においては、教育人材の目的に則して、現在の教育研究の質を各教員が継続的に維持・向上させていくことが大切であると改めて確認できた。しかし、③組織的なFDへの取り組み「評価の視点：2-28、2-29」、④授業評価アンケートへの取り組み「評価の視点：2-28、2-30」、⑤自己点検および認証評価で確認された問題点への取り組み「評価の視点：8-2、8-3」については、各教員の呼びかけを行うなど、継続して取り組んでいく。

L群（公共政策系専門職大学院に関わる法令事項）については、すべての点について基準を遵守し、適切な運営をできていることを確認した。

以上の①～⑤の課題について、継続的に教授会の検討課題として共有し、各章の「将来への取り組み・まとめ」で述べた観点から解決に向けた取り組みを行う。特に③については、教員の指導力を向上させるものから研究科運営に関するものまで多岐に渡るため、長期的な視点を持ちつつ取り組んでいく。

このたびの認証評価申請にあたり、各評価基準について順を追って点検・評価していくことで、体系的な確認や、継続中の課題を整理することができた。日頃の研究科運営にあたり、短期的な問題は目につきやすく、早急に解決への取り組みを行えるが、上述した中長期的な問題を考える機会は限られている。そのため、今回の自己点検で、中・長期的に恒常的に取り組むべき課題を整理できた意義は大きい。今後、これらの課題を検討し、公共政策分野におけるガバナンスと社会的課題の解決に貢献し得るプロフェッショナル人材の育成に取り組んでいく。